

# 資料編

1. 防災組織関連	1
2. 災害危険箇所等	14
3. 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	33
4. 観測施設	34
5. 南会津防災行政無線局設置場所及び回線系統	35
6. 消防関係	37
7. ライフライン関係	38
8. 指定避難所	40
9. 危険物保管場所及び爆発物保管場所状況	45
10. その他	46
11. 様式	54
12. 相互応援協定等	93

O

O

## 1 防災組織関連

### 南会津町防災会議条例

平成18年3月20日

条例第196号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南会津町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南会津町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 南会津町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員13人をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人
  - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
  - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者 2人
  - (5) 町教育長
  - (6) 南会津広域消防本部消防長
  - (7) 町消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

3人

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、福島県の職員、南会津町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

## 南会津町災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第197号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、南会津町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

## 南会津町災害対策本部規程(案)

平成 年 月 日

訓令第 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、南会津町災害対策本部条例(平成18年南会津町条例第197号)第4条の規定に基づき同条例に定めるもののほか、南会津町災害対策本部(以下「本部」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(本部の職員)

第2条 災害対策本部長は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第2項の規定により、町長をもって充てる。

2 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

3 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 課長及び会計室長

(2) 教育委員会教育長及び課長、並びに議会議務局長及び農業委員会事務局長

(3) 消防団長

4 町長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから随時適当と認める者を災害対策本部員として任命することができる。

5 本部のその他の職員は、別表第1に定める者(災害対策本部長、同副本部長及び同本部員を除く。)をもって充てる。

(本部の組織)

第3条 本部に、別表第1に定める部及び班を置く。

2 部長、班長及び班員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第4条 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

(災害対策現地本部の設置)

第5条 本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置の場所を定めて災害対策現地本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(災害対策現地本部長)

第6条 現地本部の長は、災害対策現地本部長とし、災害対策本部員(支所長含む)

のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(現地本部の組織その他)

第7条 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

(緊急災害警備体制)

第8条 緊急災害に対処するため、緊急災害警備体制を編成する。

2 警備体制下の活動要領については、別表第3の緊急災害警備体制一般的基準によるものとし、職員の配置及び編成については、本部長が別に定める。

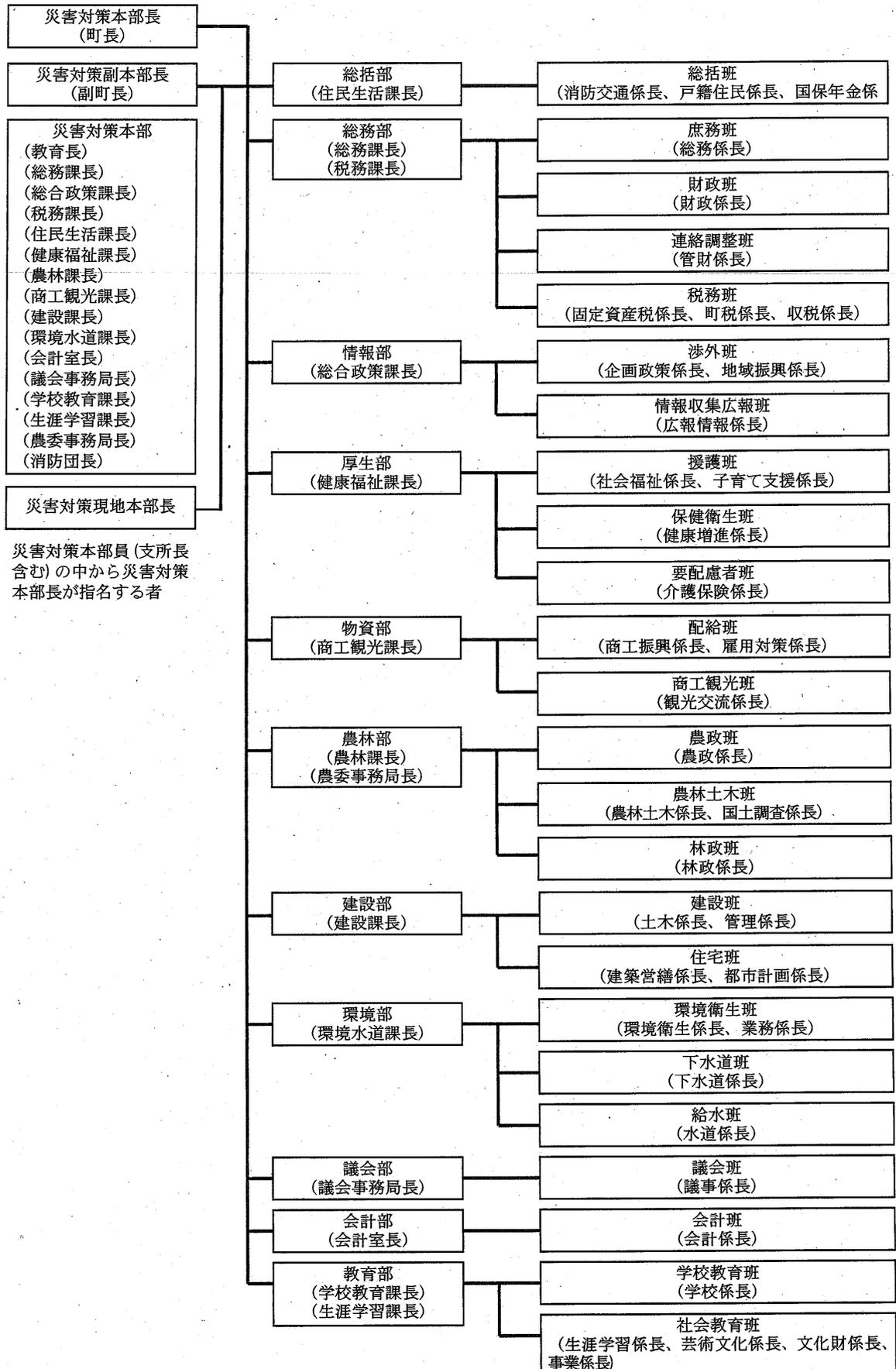
附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

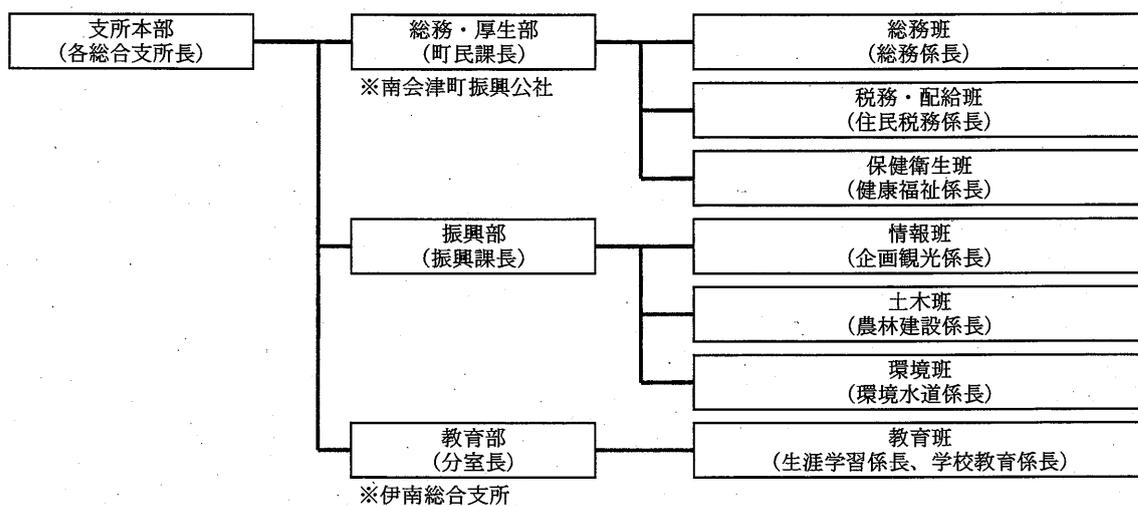
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

南会津町災害対策本部組織編成表



支所本部組織編成表



別表第2 (第4条関係)

## 災害対策本部事務分掌(1)

部名	班名	事務分掌
総括部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議に関する事。</li> <li>2 災害対策本部の設置に関する事。</li> <li>3 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>4 総合的な災害対策の樹立に関する事。</li> <li>5 消防団・消防本部・警察等との連絡に関する事。</li> <li>6 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>7 防災行政無線に関する事。</li> <li>8 災害対策本部と各部各班との連絡に関する事。</li> <li>9 他の部、班の分掌に属しない事項</li> </ol>
総務部	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の命令伝達に関する事。</li> <li>2 気象・地震通報の授受及び通報に関する事。</li> <li>3 災害時の職員の動員及び調整に関する事。</li> <li>4 町議会との連絡に関する事。</li> <li>5 国、県との連絡及び要望等の資料作成に関する事。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策費の予算措置に関する事。</li> <li>2 防災資材の確保及び配布に関する事。</li> <li>3 応急公用負担の実施に関する事。</li> <li>4 災害救助基金の出納に関する事。</li> <li>5 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。</li> <li>6 災害応急対策に要する物品の経理に関する事。</li> </ol>
	連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地本部との連絡に関する事。</li> <li>2 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 本庁機関に属する自動車の配車に関する事。</li> <li>4 公共施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>5 電源及び燃料の確保に関する事。</li> <li>6 避難所の配置、設営に関する事。</li> </ol>
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災者の被害調査に関する事。</li> <li>2 り災者の税減免等に関する事。</li> <li>3 り災証明(被災証明)の発行に関する事。</li> </ol>
情報部	渉外班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県及び他の市区町村への応援要請に関する事。</li> <li>2 自衛隊の派遣要請及び活動状況把握に関する事。</li> <li>3 警察等関係機関への派遣要請に関する事。</li> <li>4 民間輸送業者への輸送協力依頼に関する事。</li> <li>5 その他民間団体への応援協力に関する事。</li> <li>6 総合的な風評被害対策に関する事。</li> <li>7 災害復旧・復興計画の策定に関する事。</li> </ol>
	情報収集広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の広報連絡に関する事。</li> <li>2 通信各社への情報提供に関する事。</li> <li>3 広報車による広報活動に関する事。</li> <li>4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事。</li> <li>5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関する事。</li> <li>6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関する事。</li> </ol>

## 災害対策本部事務分掌（２）

部 名	班 名	事務分掌
厚生部	援護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関すること。</li> <li>2 り災者の避難誘導に関すること。</li> <li>3 り災者に対する援護対策に関すること。</li> <li>4 災害義援金の受付及び配布に関すること。</li> <li>5 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>6 被災地住民の健康管理に関すること。</li> <li>7 災害ボランティアセンターに関すること。</li> <li>8 所管施設の避難所開設・運営に関すること。</li> </ol>
	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災者の救援に関すること。</li> <li>2 災害時の応急医療及び助産に関すること。</li> <li>3 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関すること。</li> <li>4 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>5 被災地への救護班の派遣に関すること。</li> <li>6 被災地における防疫に関すること。</li> <li>7 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。</li> <li>8 被災地住民の健康管理に関すること。</li> </ol>
	要配慮者班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の設置に関すること。</li> <li>3 外国人の避難、救助に関すること。</li> <li>4 避難行動要支援者支援チームの設置に関すること。</li> </ol>
物資部	配給班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主食の調達及び配給に関すること。</li> <li>2 義援物資の保管場所の確保に関すること。</li> <li>3 義援物資の受給状況の把握に関すること。</li> <li>4 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関すること。</li> <li>5 避難所への物資の配給に関すること。</li> <li>6 物資配給等に係る災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。</li> </ol>
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商業及び観光施設等の被害調査に関すること。</li> <li>2 旅館、ホテル等への二次避難に関すること。</li> <li>3 流通経路の確保及び物価の安定に関すること。</li> <li>4 商業及び観光施設等の風評被害対策に関すること。</li> <li>5 所管施設の避難所開設・運営に関すること。</li> </ol>
農林部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。</li> <li>2 農作物の技術対策に関すること。</li> <li>3 家畜の防疫に関すること。</li> <li>4 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関すること。</li> <li>5 放射線事故における農作物の安全対策に関すること。</li> <li>6 農作物等の風評被害対策に関すること。</li> </ol>
	農林土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業水利の確保に関すること。</li> <li>2 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関すること。</li> <li>3 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関すること。</li> </ol>
	林政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関すること。</li> <li>2 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関すること。</li> </ol>

## 災害対策本部事務分掌（3）

部名	班名	事務分掌
建設部	建設班	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 3 水防活動（水防資材の調達も含む。）に関する事。 4 大雨時の水門管理に関する事。
	住宅班	1 公共施設の応急的営繕工事に関する事。 2 災害関係住宅等の建設に関する事。 3 被害住宅等の応急危険度判定業務に関する事。 4 り災者の仮設住宅等二次避難住宅の確保に関する事。
環境部	環境衛生班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事。 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 3 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関する事。
	下水道班	1 下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関する事。
	給水班	1 上水道施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 被災地の飲料水の供給に関する事。 3 放射線事故における飲料水の安全対策に関する事。
議会部	議会班	1 議会に関する事。 2 他市町村議会との調整等に関する事。
会計部	会計班	1 義援金の保管に関する事。 2 銀行との連絡調整に関する事。
教育部	学校教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関する事。 3 り災児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事。 4 り災児童及び生徒の保健管理に関する事。 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事。 6 災害時における児童及び生徒の待避に関する事。 7 り災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関する事。 8 所管施設の避難所開設・運営に関する事。
	社会教育班	1 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関する事。 3 所管施設の避難所開設・運営に関する事。

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

## 支所本部事務分掌（１）

部 名	班 名	事務分掌
総務・ 厚生部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所本部の庶務に関する事。</li> <li>2 災害対策本部との連絡に関する事。</li> <li>3 消防団・消防本部との連絡に関する事。</li> <li>4 防災行政無線に関する事。</li> <li>5 本部長の命令伝達に関する事。</li> <li>6 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>7 気象・地震通報の授受及び通報に関する事。</li> <li>8 災害時の職員の動員及び調整に関する事。</li> <li>9 支所機関に属する自動車の配車に関する事。</li> <li>10 電源及び燃料の確保に関する事。</li> <li>11 避難所の配置、設営に関する事。</li> <li>12 他の部、班の分掌に属しない事項</li> </ol>
	税務・配給 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災者の被害調査に関する事。</li> <li>2 り災者の税減免等に関する事。</li> <li>3 り災証明（被災証明）の発行に関する事。</li> <li>4 主食の調達及び配給に関する事。</li> <li>5 義援物資の保管場所の確保に関する事。</li> <li>6 義援物資の受給状況の把握に関する事。</li> <li>7 応援救助のための生活必需品の調達及び配給に関する事。</li> <li>8 避難所への物資の配給に関する事。</li> <li>9 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。</li> </ol>
	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関する事。</li> <li>2 り災者の避難誘導に関する事。</li> <li>3 り災者に対する援護対策に関する事。</li> <li>4 災害義援金の受付及び配布に関する事。</li> <li>5 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>6 要配慮者の把握及び避難状況の把握に関する事。</li> <li>7 被災地住民の健康管理に関する事。</li> <li>8 り災者の救援に関する事。</li> <li>9 災害時の応急医療及び助産に関する事。</li> <li>10 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関する事。</li> <li>11 避難行動要支援者支援チームの設置に関する事。</li> <li>12 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>13 被災地への救護班の派遣に関する事。</li> <li>14 被災地における防疫に関する事。</li> <li>15 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。</li> <li>16 災害ボランティアセンターに関する事。</li> <li>17 福祉避難所の設置に関する事。</li> <li>18 所管施設の避難所開設・運営に関する事。</li> </ol>

## 支所本部事務分掌（２）

部 名	班 名	事務分掌
振興部	情報班	1 災害の広報連絡に関すること。 2 通信各社への情報提供に関すること。 3 広報車による広報活動に関すること。 4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関すること。 5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関すること。 6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関すること。 7 商業及び観光施設等の被害調査に関すること。 8 ホテル等への二次避難に関すること。 9 流通経路の確保及び物価の安定に関すること。 10 商業及び観光施設等の風評被害対策に関すること。 11 所管施設の避難所開設・運営に関すること。
	土木班	1 防災資材の確保及び配布に関すること。 2 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 3 農作物の技術対策に関すること。 4 家畜の防疫に関すること。 5 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関すること。 6 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関すること。 7 農業水利の確保に関すること。 8 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関すること。 9 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 10 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関すること。 11 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 12 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 13 水防活動（水防資材の調達も含む）に関すること。 14 大雨時の水門管理に関すること。 15 公共施設の応急的営繕工事に関すること。 16 災害関係住宅等の建設に関すること。 17 被害住宅等の応急危険度判定業務に関すること。
	環境班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関すること。 4 上下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 5 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関すること。 6 被災地の飲料水の供給に関すること。 7 放射線事故における飲料水の安全対策に関すること。
教育部	教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 り災児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。 4 り災児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関すること。 6 災害時における児童及び生徒の待避に関すること。 7 り災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関すること。 8 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 9 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関する こと。 10 所管施設の避難所開設・運営に関すること。

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて支所本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

## 南会津町防災会議委員名簿

南会津町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指定する職員によって構成される。

区分	条例に基づく委員の資格	定数	役職名
会長	南会津町長	1	南会津町長
委員	指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者	2	田島郵便局 会津森林管理署南会津支署
	福島県知事の内部の職員のうちから町長が任命する者	2	南会津地方振興局 南会津建設事務所
	福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者	1	南会津警察署
	町長がその部内の職員のうちから指名する者	2	総務課長 建設課長
	教育長	1	南会津町教育長
	南会津広域消防本部消防長	1	南会津広域消防本部 消防長
	町消防団長	1	南会津町消防団長
	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	3	東北電力田島営業所 NTT 東日本-東北 福島支店会津エリア 会津乗合自動車 田島営業所

## 2 災害危険箇所等

## (1) 崩壊土砂流出危険地区

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除 設<	
1	針生字駒戸山	7.56						林
2	針生字駒戸山	6.48		10				国
3	針生字駒戸山	1.35						国
4	針生字駒戸山	1.92						国
5	静川字黒沢原	6.48				2		町
6	静川字小塩沢	11.4				2		町
7	静川字田ノ沢	4.8				1		農
8	金井沢字西沢山	2.88		12				町
9	金井沢字後山	2.4		11				県
10	金井沢字帯沢入	10.2		30				町
11	福米沢字鹿菜山	3.51		10			1	
12	福米沢字背戸山	2.7			6			町
13	塩江字根岸	2.7			8			町
14	高野字長井沢	4.62						県
15	高野字三沢山	4.05						県
16	高野字積入山	5.1						県
17	高野字白桑山	2.25				4		県
18	高野字矢荻原	5.04				3		県
19	高野字立谷沢	0.63			6			県
20	丹藤字虻坂	5.1				2		町
21	丹藤字那須沢	6.6					1	農
22	長野字大沢山	8.4						国
23	長野字向山	1.26			7			国
24	長野字向山	0.48				2		国
25	長野字摺ヶ沢	3.24						林
26	長野字出ノ沢	2.28				1		町
27	長野字栗生沢	3.15				3		町
28	長野字酒ノ沢	6.12		10				県
29	田部字井戸入	1.92		13				町
30	田部字大木沢	1.26			5			町
31	田部字軽井沢	2.16				3		町
32	水無字大渡実	0.96						町
33	水無字大渡実	8.25				4		県
34	栗生沢字後山	7.8				3	1	町

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ~ 10 戸	人 家 9 ~ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 設 く	
35	栗生沢字栗生沢	0.09			8			県
36	栗生沢字中ノ沢	1.65						町
37	栗生沢字黒滝岐	4.32						町
38	栗生沢字男鹿岳	7.92						町
39	栗生沢字釜沢	4.56						町
40	栗生沢字滝沢	7.8					1	町
41	栗生沢字朝日勝	2.4				2		農
42	栗生沢字須釜	2.7						県
43	水無字浅布	1.68						県
44	水無字浅布	0.27						県
45	水無字浅布	0.27				1		県
46	水無字田無沢	4.05		15			1	県
47	水無字株木沢	1.89			6		1	県
48	田島字南下原	6.21			6			国
49	田島字寺沢	3.24		10				町
50	田島字小田沢	3.96		10			1	町
51	田島字大田沢	2.16		10			1	町
52	田島字愛宕山	0.36		15			1	町
53	田島字中ノ台	0.72			5			国
54	田島字中ノ台	1.44				4		国
55	中荒井字大日向	2.16		40				国
56	中荒井字上滝	1.35				2		町
57	中荒井字小田沢	1.8						町
58	中荒井字大田沢	3.24						町
59	中荒井字芦沢	4.08						町
60	川島字小金地	1.08						町
61	川島字一枚大沢	7.2						町
62	川島字上ノ山	0.09		30				国
63	川島字川島	0.15			6			国
64	川島字川島	0.45			5			国
65	関本字三窪	0.48		14				町
66	関本字小穴沢	4.05				3		町
67	糸沢字足駄沢	2.88		11			1	国
68	糸沢字深沢	2.16			8		1	国
69	糸沢字宮ノ後	1.26		15			1	国
70	糸沢字羽塩沢	6.24		10			1	国
71	糸沢字大倉岐	5.04			6			国

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 設<	
72	糸沢字栃木沢	3.15						国
73	糸沢字栃木沢	2.4						国
74	糸沢字戸石沢	3.6						国
75	滝原字深沢山	0.6					1	国
76	滝原字寺久保	1.26			9		1	町
77	滝原字熊久保	0.9				2	1	町
78	滝原字恋路沢	4.08			8		1	国
79	滝原字滝ノ沢	4.68						国
80	滝原字滝沢	7.5						町
81	滝原字分木沢山	3.6				3		国
82	滝原字中山	6.9			5			国
83	滝原字高畑	0.63			8		1	町
84	糸沢字程窪	8.64						町
85	糸沢字岩藤山	4.56				3		町
86	糸沢字栃窪	1.92						農
87	糸沢字梨本山	2.4				1		農
88	糸沢字長沢山	5.94			8		1	町
89	糸沢字西沢山	8.4			6			町
90	糸沢字西沢山	7.56			6			町
91	藤生字木落	2.88			6			町
92	藤生字木落	0.96						町
93	藤生字木落	1.92						町
94	藤生字古松山	3.99						町
95	藤生字小塩	5.25		20				町
96	藤生字小塩	0.72						町
97	永田字沼ノ平	1.2				1		町
98	永田字葛蒲沢	0.54		12				町
99	永田字金山沢	10.23			8			町
100	福米沢字向山	1.98					1	
101	福米沢字寺沢山	2.4				3		国
102	福米沢字寺沢山	2.7						町
103	静川字能沢	2.97		10			1	国
104	針生字向山	3.51				2		林
105	針生字向山	8.37				3		林
106	針生字昼滝山	16.77						町
107	丹藤字上村	1.05			9			町
108	針生字駒戸山	5.1						町

No.	位置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人家 50 戸 以 上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
109	藤生字岳越	2.64						林
110	水無字隔沢山	2.16						町
111	糸沢字荻の山	0.96						国
112	栗生沢字男鹿岳	3.6						林
113	栗生沢字釜沢	1.47						林
114	栗生沢字釜沢	4.68						林
115	栗生沢字上ノ沢	1.16						町
116	栗生沢字ママクボ	1.26						町
117	栗生沢字下夕原	1.26						町
118	栗生沢字長落	0.9						町
119	栗生沢字外手透久保	3.6						町
120	川島字小金地	1.47						町
121	川島字曾良窪	0.72						町
122	関本字小屋ノ沢	3.6						農
123	関本字堂ヶ沢	1.47						農
124	関本字入小沢	1.68						町
125	糸沢字荻ノ山	0.5						国
126	糸沢字荻ノ山	0.63						国
127	滝ノ原字伊勢沢	1.68				1		町
128	滝ノ原字伊勢沢	2.7						町
129	静川字小檜山乙	0.9				2		国
130	静川字小檜山	1.47						国
131	静川字向山	7.2						林
132	針生字駒戸山	3.96				2		町
133	長野字向山	0.4						国
134	宮里字平沢	1.89						国
135	宮里字松本沢	0.18				1		国
136	塩ノ原字臼窪沢	4.05				2		農
137	塩ノ原字長泥	4.2		20				村
138	塩ノ原字宮沢入	4.95		20				国
139	塩ノ原字中狩野	1.26						国
140	中ノ井字大久保山	2.97			5			国
141	中ノ井字真名板倉山	4.05			8			国
142	熨斗戸字矢竹	7.2				2		国
143	熨斗戸字塩沢	6.75			5			国
144	森戸字大久保山	2.4		42				国
145	八総字手取	4.56						国

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ~ 10 戸	人 家 9 ~ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設<	
146	八総字熊倉	1.44						国
147	八総字手取	4.8						町
148	八総字立山	1.08						国
149	八総字立山	2.4			8			国
150	八総字木戸沢	0.63						国
151	八総字木戸沢	2.4						国
152	八総字木戸沢	0.72						国
153	八総字数間沢	1.2						国
154	八総字数間沢	0.24						国
155	八総字数間沢	0.48						国
156	八総字数間沢	4.08						国
157	八総字数間沢	0.72						国
158	八総字道本沢	2.4						国
159	八総字番屋	1.68						国
160	八総字番屋	1.26						町
161	八総字番屋	1.2						国
162	八総字大上沢	2.4						町
163	八総字大上沢	3.51		13				国
164	八総字白倉山	2.43		13				国
165	八総字建野	0.84			7			町
166	熨斗戸字伊与戸入	8.1		20				町
167	熨斗戸字下伊与戸林	1.08				1		町
168	湯ノ花字鱒沢	1.92						町
169	湯ノ花字鱒沢	6.9						町
170	湯ノ花字鱒沢	5.04						町
171	湯ノ花字鱒沢	5.4						町
172	湯ノ花字鱒沢	3.6						町
173	湯ノ花字鱒沢	3.24						町
174	湯ノ花字鱒沢	2.64						町
175	湯ノ花字鱒沢	1.92						町
176	湯ノ花字鱒沢	5.67						町
177	湯ノ花字黒沢	5.52						町
178	湯ノ花字黒沢	2.97						町
179	湯ノ花字黒沢	0.45						町
180	湯ノ花字背戸山	1.68		10				町
181	湯ノ花字後山	0.45			8			県
182	湯ノ花字洋沢山	0.9			7			県

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 設く	
183	湯ノ花字四梨沢	2.64			5			県
184	湯ノ花字餅沢山	2.88				2		県
185	湯ノ花字立野	2.64		30				県
186	湯ノ花字滝沢山	4.05				2		県
187	湯ノ花字渡沢山	8.64						町
188	湯ノ花字田代山	3.24						町
189	湯ノ花字田代山	2.94						町
190	湯ノ花字田代山	1.8						町
191	湯ノ花字田代山	2.7						町
192	湯ノ花字田代山	0.96						県
193	湯ノ花字田代山	0.48						県
194	湯ノ花字田代山	9.36						町
195	湯ノ花字諸沢	0.27				1		町
196	湯ノ花字諸沢	3.12		40				町
197	湯ノ花字木殿沢	0.9				4		町
198	湯ノ花字真葛ヶ原	1.2						町
199	湯ノ花字鍛冶沢山	4.86						町
200	湯ノ花字唐沢	3.36						町
201	湯ノ花字立山	1.5		25				町
202	湯ノ花字後沢山	2.64			5			町
203	湯ノ花字大峰山	0.45						町
204	中ノ井字前沢入山	1.2		20				町
205	塩ノ原字古布金沢	1.2				2		国
206	塩ノ原字滝ノ沢	0.36				3		国
207	塩ノ原字背戸沢	1.32		12				国
208	宮里字高森	0.18			7			町
209	宮里字唐沢山	0.27						町
210	宮里字上八平山	0.72						町
211	宮里字唐沢山	1.44			6			町
212	宮里字栃窪	1.92						町
213	宮里字川衣沢	1.44						町
214	宮里字糸沢山	1.92						町
215	宮里字立野山	1.08		15				町
216	宮里字立野山	0.18			6			町
217	宮里字大沢山	1.65						町
218	八聡字手取	8.1						町
219	中ノ井字前沢入山	5.85				4	2	林

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除 設<	
220	宮里字幽沢	0.6				1		町
221	塩ノ原字神金山	1.09						農
222	湯ノ花字水石	1.26						農
223	湯ノ花字水石	1.47				1	1	県
224	森戸字保城山	4.32						林
225	森戸字保城山	5.76						林
226	湯ノ花字真赤沢山	1.16						農
227	湯ノ花字真赤沢山	0.76						農
228	湯ノ花字真赤沢山	1.58						農
229	湯ノ花字寺沢山	1.68						農
230	湯ノ花字寺沢山	4.32						農
231	湯ノ花字緒沢辛	6.84						県
232	塩ノ原字徳口	1.09						農
233	塩ノ原字徳口	4.68						農
234	塩ノ原字糸沢	1.58						農
235	宮里字足見	0.58						町
236	宮里字足見	0.85						町
237	宮里字栃窪	4.32						町
238	八総字高平	0.47	50					国
239	宮里字関口沢山	0.09				1		県
240	小立岩字瀬戸山	0.96			6		1	町
241	内川字向ノ原	0.24				1		県
242	内川字上ノ山	3.24				3		国
243	内川字糸沢	1.62		27				県
244	浜野字滝沢	1.26						県
245	浜野字滝沢	1.08						県
246	浜野字滝沢	2.31						県
247	浜野字井戸沢	4.32						県
248	宮沢字千度入	3.51				3		県
249	小塩字小塩	0.24		10				県
250	小塩字円角山	1.35		12				県
251	小塩字滝倉	0.24			7			県
252	小塩字入滝倉	4.8						町
253	青柳字入山	7.5						町
254	古町字前山	0.6			9			県
255	青柳字金山	2.88						県
256	古町字前山	0.36		12				県

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除 設<	
257	古町字前山	0.45		13				県
258	青柳字根際	0.45			8			県
259	古町字寺沢	1.44		15				町
260	多々石字鑑ヶ沢	0.27				1		町
261	古町字小白沢	5.04					1	林
262	白沢字沼ノ平	4.56			7			県
263	白沢字沼ノ平	2.88				3		県
264	白沢字阿多根	5.04			8			
265	耻風字関沢山	1.8			8			町
266	耻風字鬼丸山	0.36			5			県
267	耻風字鬼丸山	1.2		14				国
268	大桃字後山	0.96				2		国
269	大桃字後山	1.62						町
270	多々石字多々石入	6.3						町
271	宮沢字宮沢入	10.5			7			県
272	宮沢字大久保	0.45		10				県
273	小立岩字瀬戸沢	0.6						国
274	大桃字後山	1.05						国
275	多々石字内山	0.1						町
276	多々石字内山	0.3						町
277	多々石字内山	1.2						町
278	多々石字多々石入	1.47						町
279	多々石字多々石入	4.32						町
280	多々石字多々石入	0.72						町
281	耻風字宮ノ沢山	0.72						農
282	浜野字蛇坂山	1.37						農
283	大桃字後山	1.18				1	1	農
284	大桃字後山	0.54						町
285	大桃字平沢山	4.32						林
286	大桃字家向山	3						農
287	大桃字平沢山	0.42					2	
288	大桃字平沢山	0.48					2	
289	大桃字平沢山	0.84						林
290	宮沢字七久保	0.5	52				1	県
291	宮沢字七久保	0.27	52				1	県
292	大桃字平滑沢	0.28				1		国
293	下山字京路	0.45						国

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除く	
294	下山字宮の沢	0.36				1		町
295	富山字張間岩	6		13				
296	片貝	0.72				2		林
297	片貝字ウウタ	6.21		22			5	林
298	界字大谷地	2.64			8			県
299	界字上の山	2.31		32				県
300	界	0.27				1		
301	宮床字早坂山	2.31				2		国
302	宮床字唐沢山	0.18		15				
303	山口字北原山	1.2			5			国
304	山口字倉田	5.04		13				国
305	山口字濁沢	3.84		11				国
306	山口字村下	5.76		13				国
307	山口字大平山	0.3			6			国
308	山口字栃久保山	0.18				3		国
309	東字須釜山	1.08				1		国
310	東字前の沢山	3.78		25				国
311	東字間岸山	1.08						国
312	東	0.3						国
313	東	0.72						国
314	東字野沢	0.45						国
315	東字柄倉山	2.64				2		国
316	東字柄倉山	0.72		13				国
317	東字沼沢	0.75						国
318	山口字小栗山	0.48						国
319	水根沢字平村山	1.2						国
320	木伏字椿平	4.59		32				県
321	木伏字稗沢	3.6		14				県
322	大橋字滑沢山	5.13			6			県
323	大橋字大久保	0.6						県
324	大橋字大久保	0.36						県
325	鵜巢字瀬戸沢	6.75		27				県
326	鵜巢字大沢	4.62						県
327	鵜巢字久保沢	1.8						国
328	和泉田字上の山	1.65		10				県
329	和泉田字畑ノ沢	2.16						林
330	和泉田字界の沢	0.36						県

No.	位置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 設く	
331	和泉田字界の沢	1.44			6			県
332	和泉田字畑の沢	1.8			6			県
333	和泉田字畑の沢	2.16			6			県
334	和泉田字和泉田沢	0.6				1		県
335	和泉田字和泉田	2.64				3		県
336	和泉田字不動沢	2.64		15				県
337	和泉田字不動沢	2.7		15				県
338	和泉田字界ノ沢	8.28						林
339	和泉田字森居沢	1.44						県
340	大橋字大平	0.72						県
341	鵜巢字猿子沢	0.18					2	県
342	山口字北原山	3.96						国
343	東字須釜山	2.7						国
344	東字間岸山	4.68						町
345	東字間岸山	3.96						国
346	鵜巢字猿子沢	0.63						町
347	鵜巢字瀬戸沢	3						県
348	鵜巢字大沢	0.77						町
349	和泉田字森居坂	0.59						林
350	和泉田字森居坂	2.7						林
351	和泉田字森居坂	9.36						林
352	八総字木戸沢	0.3		28				国
353	糸沢字足駄沢	0.78		22			1	国
354	八総字番屋	0.5						国
355	八総字番屋	0.49						国
356	八総字番屋	0.26						国
357	八総字番屋	0.13						国
358	八総字番屋	0.16						国
359	八総字高平	0.12				1		国
360	糸沢字獅子落山							
361	糸沢字獅子落山							
362	糸沢字獅子落山	9.40			5			国
363	糸沢字深沢山							

## (2) 土石流危険溪流

資料提供：南会津建設事務所 土木部

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	人家戸数
60361A0001	阿賀野川	阿賀川	下谷地沢	下谷地	2
60361A0002	阿賀野川	阿賀川	宇石沢	宇石	0
60361A0003	阿賀野川	阿賀川	中谷地沢	中谷地	0
60361A0004	阿賀野川	阿賀川	於三段沢	於三段	3
60361A0005	阿賀野川	水無川	根岸沢	八幡町	19
60361A0006	阿賀野川	水無川	井戸入沢	上中丸	8
60361A0010	阿賀野川	水無川	株木沢	株木	8
60361A0011	阿賀野川	水無川	角木沢	田無沢	7
60361A0012	阿賀野川	水無川	中ノ原沢	中ノ原	21
60361A0013	阿賀野川	水無川	栗生沢	中ノ原	19
60361A0014	阿賀野川	水無川	ブシノマイ沢	中ノ原	14
60361A0015	阿賀野川	大門川	天道沢	東町	26
60361A0016	阿賀野川	大門川	観音寺沢	観音寺	20
60361A0017	阿賀野川	大門川	寺前甲沢	寺前甲	28
60361A0018	阿賀野川	大門川	向沢	後原	80
60361A0019	阿賀野川	大門川	後原沢左沢	後原	25
60361A0020	阿賀野川	大門川	後原沢右沢	後原	4
60361A0022	阿賀野川	阿賀川	ホオノキ沢	丹藤	13
60361A0023	阿賀野川	阿賀川	岩下沢	丹藤	19
60361A0024	阿賀野川	高野川	寺入沢	岩下通	8
60361A0025	阿賀野川	高野川	タチタ二沢	高野	11
60361A0026	阿賀野川	高野川	露窪沢	中村	10
60361A0027	阿賀野川	高野川	台沢	台	10
60361A0028	阿賀野川	高野川	三沢	浅布	8
60361A0029	阿賀野川	檜沢川	糸沢	根岸原	8
60361A0030	阿賀野川	阿賀川	オオクボ沢	永田	11
60361A0031	阿賀野川	檜沢川	韭沢	上塩江	7
60361A0032	阿賀野川	檜沢川	ドウ沢	塩江	11
60361A0033	阿賀野川	檜沢川	下福米沢	下福米沢	16
60361A0034	阿賀野川	檜沢川	鹿楽沢	上福米沢	4
60361A0035	阿賀野川	檜沢川	宮ノ沢	宮ノ沢	0
60361A0036	阿賀野川	檜沢川	宮前沢	福米沢	2
60361A0037	阿賀野川	檜沢川	シナン沢	上村	10
60361A0038	阿賀野川	檜沢川	東ノ沢西ノ沢	上村	8
60361A0039	阿賀野川	檜沢川	杉ノ下沢	杉の下	16
60361A0040	阿賀野川	檜沢川	大岩沢	黒沢	7
60361A0041	阿賀野川	赤穂川	石橋沢	石橋	9
60361A0042	阿賀野川	阿賀川	小松沢	堀割	11
60361A0043	阿賀野川	檜沢川	上川沢	上川	17
60361A0044	阿賀野川	阿賀川	戸板右沢	大鞍沢上ス	2
60361A0046	阿賀野川	阿賀川	ナガノダイノ	新町	6
60361A0047	阿賀野川	阿賀川	フタ沢	新町	16
60361A0050	阿賀野川	阿賀川	山沢	永田	29
60361A0051	阿賀野川	阿賀川	イボン沢	永田	18
60361A0052	阿賀野川	阿賀川	三沢川	中荒井	21
60361A0054	阿賀野川	阿賀川	小塩沢	粒淵	13
60361A0055	阿賀野川	阿賀川	川島沢	川島	16
60361A0056	阿賀野川	阿賀川	カニ沢	川島	15
60361A0057	阿賀野川	阿賀川	上山沢	川島	10
60361A0058	阿賀野川	阿賀川	ガン沢	宮前	8
60361A0060	阿賀野川	穴沢川	三窪沢	関本	20
60361A0061	阿賀野川	阿賀川	藤生沢	藤生	8
60361A0062	阿賀野川	阿賀川	富貴沢	藤生	12

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	人家戸数
60361A0063	阿賀野川	阿賀川	芳沢	芳沢口	6
60361A0064	阿賀野川	阿賀川	家前沢	家前	8
60361A0065	阿賀野川	阿賀川	長沢	沼尻	3
60361A0066	阿賀野川	阿賀川	穴沢	糸沢	6
60361A0067	阿賀野川	阿賀川	糸沢入	糸沢	17
60361A0068	阿賀野川	阿賀川	羽塩沢	宇白川	14
60361A0069	阿賀野川	阿賀川	ウラノ沢	羽塩平	9
60361A0073	阿賀野川	荒海川	柴倉沢	滝ノ原	10
60361A0075	阿賀野川	荒海川	寺久保沢	滝ノ原	33
60361A0076	阿賀野川	荒海川	山王沢	袋口	5
60361A0078	阿賀野川	阿賀野川	高土山沢	高土山	0
60363A0002	阿賀野川	館岩川	ハチロウ沢	穴原	4
60363A0005	阿賀野川	西根川	ナガオシロ沢	木賊	8
60363A0006	阿賀野川	西根川	西根川	たのせ	7
60363A0007	阿賀野川	館岩川	たのせ沢	たのせ	5
60363A0009	阿賀野川	館岩川	昆布沢	塩ノ原	4
60363A0010	阿賀野川	館岩川	宮沢入沢	塩ノ原	6
60363A0012	阿賀野川	館岩川	前沢	前沢	14
60363A0013	阿賀野川	館岩川	福渡沢2号	福渡	9
60363A0014	阿賀野川	館岩川	糸沢	塩沢	7
60363A0015	阿賀野川	館岩川	貝灰沢	貝灰	9
60363A0018	阿賀野川	湯の岐川	後沢	貝原	22
60363A0019	阿賀野川	湯岐川	石合沢	貝原	11
60363A0023	阿賀野川	湯の岐川	湯ノ花沢2号	湯ノ花	6
60363A0025	阿賀野川	湯の岐川	木引沢	湯ノ花	5
60363A0026	阿賀野川	湯の岐川	もち沢	湯ノ花	15
60363A0030	阿賀野川	館岩川	伊与戸沢2号	伊与戸	1
60363A0033	阿賀野川	伊与戸川	伊与戸沢	伊与戸	9
60363A0034	阿賀野川	館岩川	デグチ沢	井桁	10
60363A0035	阿賀野川	館岩川	守沢	精舎	5
60363A0036	阿賀野川	館岩川	タダクノ沢	岩下	10
60363A0037	阿賀野川	館岩川	自源寺川	岩下	14
60363A0038	阿賀野川	館岩川	ホソクボ沢	岩下	7
60365A0001	阿賀野川	伊南川	宮の沢	青柳	5
60365A0003	阿賀野川	伊南川	小塩沢	小塩	26
60365A0005	阿賀野川	小滝川	寺沢	居平	12
60365A0006	阿賀野川	小滝川	小白沢川	子町	3
60365A0007	阿賀野川	小滝川	居平沢	居平	6
60365A0011	阿賀野川	伊南川	アノノ沢	白沢	12
60365A0012	阿賀野川	伊南川	白沢	白沢	22
60365A0013	阿賀野川	伊南川	宮沢沢	宮沢	14
60365A0014	阿賀野川	伊南川	百刈沢	百刈	4
60365A0017	阿賀野川	伊南川	井戸沢	浜野	13
60365A0018	阿賀野川	伊南川	糸沢	内川	20
60365A0019	阿賀野川	伊南川	居平沢3号	居平	3
60365A0020	阿賀野川	伊南川	耻風沢	耻風	6
60365A0021	阿賀野川	館岩川	上ノ原沢	上ノ原	5
60365A0022	阿賀野川	伊南川	糸沢	大原	11
60365A0023	阿賀野川	伊南川	唐沢	小立岩	13
60365A0024	阿賀野川	伊南川	居平沢2号	居平	6
60365A0025	阿賀野川	伊南川	トチブ沢	大桃	27
60366A0001	阿賀野川	伊南川	不動沢	乙沢	6
60366A0002	阿賀野川	伊南川	信濃沢	上平	7
60366A0003	阿賀野川	伊南川	和泉田沢	上平	14
60366A0004	阿賀野川	伊南川	北沢	北台	10

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	人家戸数
60366A0006	阿賀野川	伊南川	ドン沢	福田	7
60366A0007	阿賀野川	伊南川	天形沢	大橋	5
60366A0012	阿賀野川	伊南川	上下沢	上下山	11
60366A0013	阿賀野川	伊南川	宮の沢	小野島	8
60366A0014	阿賀野川	伊南川	界糸沢	界	8
60366A0015	阿賀野川	伊南川	下宮床沢	下宮床	0
60366A0016	阿賀野川	伊南川	瀬戸沢	鴛巢	25
60366A0017	阿賀野川	伊南川	カラ沢	宮床	12
60366A0020	阿賀野川	伊南川	大桧沢	台	7
60366A0021	阿賀野川	伊南川	濁沢	村下	5
60366A0022	阿賀野川	伊南川	町屋沢	村下	23
60366A0024	阿賀野川	小屋川	ミヤノ沢	中小屋	5
60366A0026	阿賀野川	小屋川	石倉沢	東	7
60366A0027	阿賀野川	小屋川	下原沢2号	東	11
60366A0028	阿賀野川	小屋川	ドン沢	東	5
60366A0029	阿賀野川	小屋川	下原沢	東	0
60366A0032	阿賀野川	伊南川	小百苺沢2号	小百苺	3
60366A0033	阿賀野川	伊南川	松原上沢	松原上	16
60366A0035	阿賀野川	伊南川	水根沢	水根沢	15
60366A0036	阿賀野川	伊南川	小木伏沢	木伏	56
60366A0037	阿賀野川	伊南川	権現堂沢	権現堂	6
60366A0038	阿賀野川	伊南川	滝沢	二百苺	8
60361B0009	阿賀野川	水無川	株木沢2号	株木	1
60361B0049	阿賀野川	阿賀川	東永田沢	東永田	3
60361B0053	阿賀野川	阿賀川	中荒井沢	中荒井	1
60361B0059	阿賀野川	阿賀野川	下休場沢	下休場	4
60361B0070	阿賀野川	阿賀川	山下山沢	山下山	2
60361B0072	阿賀野川	山王川	壇ノ原沢	壇ノ原	1
60361B0077	阿賀野川	阿賀野川	稻荷山沢	稻荷山	1
60363B0001	阿賀野川	館岩川	へいたれくぼ	穴原	2
60363B0004	阿賀野川	館岩川	小高林沢	小高林	3
60363B0016	阿賀野川	館岩川	福渡沢	福渡	1
60363B0017	阿賀野川	湯の岐川	吉高沢	吉高	4
60363B0020	阿賀野川	湯の岐川	角生沢3号	角生	3
60363B0021	阿賀野川	湯の岐川	角生沢2号	角生	4
60363B0022	阿賀野川	湯の岐川	湯ノ花沢3号	湯ノ花	1
60363B0024	阿賀野川	湯の岐川	角生沢	角生	2
60363B0027	阿賀野川	湯の岐川	湯ノ花沢	湯ノ花	1
60363B0028	阿賀野川	湯の岐川	水引沢2号	水引	1
60363B0029	阿賀野川	湯の岐川	水引沢	水引	1
60363B0031	阿賀野川	館岩川	カラ沢	戸注	4
60365B0008	阿賀野川	宮沢入川	宮沢入川	五十刈	2
60365B0009	阿賀野川	伊南川	下ノ原沢	下ノ原	3
60365B0010	阿賀野川	伊南川	下ノ原沢2号	下ノ原	2
60365B0015	阿賀野川	伊南川	宮沢	宮沢	4
60365B0016	阿賀野川	伊南川	居平沢4号	居平	3
60365B0026	阿賀野川	伊南川	駒ヶ岳山沢	駒ヶ岳山	1
60366B0005	阿賀野川	伊南川	久保田沢	久保田	3
60366B0008	阿賀野川	伊南川	下長泥沢	下長泥	1
60366B0010	阿賀野川	伊南川	下山沢	上下山	1
60366B0018	阿賀野川	伊南川	北原沢	北原	2
60366B0019	阿賀野川	伊南川	上台沢	上台	2
60366B0023	阿賀野川	小屋川	六十苺沢	六十苺	1
60366B0034	阿賀野川	伊南川	小百苺沢	小百苺	2

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	人家戸数
60361C0048	阿賀野川	阿賀川	西上川原乙の沢	田島	0
60365C0002	阿賀野川	伊南川	下の平	小塩	0

## (3) 地すべり危険箇所

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

位置	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等						被災危険度
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除く	道 路	
針生字向山	A	140.12				2	1	林	a2
針生字向山	C	76.36						国	c2
永田字沼ノ平	C	98.26						町	c2
八総字手取	C	41.80						町	c2
青柳字入山	C	24.00						町	c2
宮床字早坂山	C	62.27						林	c2
下山字下山	C	60.00						国	c2

資料提供：南会津農林事務所 農村整備部

地区名	地区番号	所在地	被害の対象							危険度 判定
			農用地面積 (ha)			農業用施設			住宅 戸数	
			水田	普通 畑	樹園 地	種類	規模	受益面積		
大桃	07-0054	大桃字上の原	20.0	1.0	0.0	農道	650m	26.0ha	25	B
白沢	07-0055	白沢字下ノ原	8.0	2.0	0.2	用排水路	60m	10.2ha	0	B
宮沢	07-0056	宮沢字千度原	15.3	0.6	0.0	用水路	600m	10.0ha	3	C

資料提供：南会津建設事務所 土木部

位置	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等						被災危険度
			人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公道 共路 施設 除く	道 路	
鴫巣字平林	A	33.6	15	48			2	県	
界字糸沢	A	11.5	27	41				国	
下山	B	69.2					2	林	
下山	B	101.5						林	
和泉田字上平	A	11.3						林	

## (4) 山腹崩壊危険地区

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	位置	面積 (ha) 調査地区	公共施設等					道路
			人家 50戸以上	人家 49戸～10 戸	人家 9戸～5戸	人家 4戸以下	公共施 設、道路 除く	
1	長野字向山	3						国
2	栗生沢字外手透久保	2						農
3	新井字新町	1					1	国
4	糸沢字足駄沢	5		20			1	国
5	糸沢字古内	1				4		町
6	藤生字後林	2		23				町
7	田部字上ノ山	5		25				町
8	田部字井戸入	4		19				町
9	金井沢字向山	3				3		国
10	栗生沢字長落	18						県
11	糸沢字萩ノ山	9			5		1	国
12	糸沢字萩ノ山	14						国
13	湯ノ花字田代山	11						林
14	湯ノ花字真葛ヶ原	10						林
15	湯ノ花字真葛ヶ原	10						林
16	字一の谷	5						町
17	塩ノ原字漆方原	1				1		町
18	塩ノ原字漆方原	14						町
19	宮里字平足窪	17				3		国
20	福渡字真名板倉山	6						国
21	慰斗戸字桑原窪	9				1		国
22	八総字数間沢	7						国
23	字黒沢	2						町
24	字鱒沢	2						町
25	湯ノ花字小蛇沢	12				1		国
26	湯ノ花字背戸山	16			7			町
27	湯ノ花字背戸山	10			5			町
28	湯ノ花字後山	13			6			県
29	湯ノ花字水石	12		17			3	国
30	湯ノ花字水石	10				1		国
31	湯ノ花字水石	15						国
32	湯ノ花字真赤山沢	8						町
33	湯ノ花字寺沢山1	20						町
34	宮里字足見	36		21				町
35	耻風字鬼丸山	1						国
36	小立岩字瀬戸山	1						県
37	浜野字滝沢	8						県
38	青柳字入山	2						林
39	多々石字鑑ヶ沢	1			6			町
40	白沢字阿多根	4						県
41	浜野字大久保	45						国
42	小立岩字安越又	9						林
43	小立岩字安越又	12		10				林
44	小立岩字瀬戸山	1				1		国
45	山口字城口山	3		25				国
46	山口字城口山	15	150				3	国
47	和泉田字不動沢	10						町
48	大橋字百刈	27						県
49	鴛巢字猿子沢	14						県
50	和泉田字上蔵平	1			7		1	県
51	針生字沖	2			5			
52	森戸字立岩山	6				3		国
53	古町字高久保	28		10				国
54	針生字駒戸山	7			5			町
55	内川字見受山	21			5			町
56	八総字番屋	1						国
57	八総字建野	4		23			1	町
58	藤生字下川原	3				3		町

## (5) 急傾斜地崩壊危険箇所

資料提供：南会津建設事務所 土木部

箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数
750	株木	水無字株木	17
751	丸山	田島字丸山甲	5
752	田沢	田島字田沢	8
753	鎌倉山	田島字鎌倉崎乙	10
754	向山	滝原字向山	0
755	下小塩	藤生字下小塩	5
756	愛宕山	田島字愛宕山甲	2
757	田無沢	水無字田無沢	10
758	後原	田島字後原	30
759	上村1号	丹藤字上村	7
760	上村2号	丹藤字上村	11
761	石田	金井沢字石田	2
762	岩下通	高野字岩下通	5
763	浅布	高野字浅布	5
764	帯沢	金井沢字帯沢	7
765	沢田	金井沢字沢田	5
785	湯本	湯ノ花字湯本	1
786	松戸原1号	松戸原	15
787	福渡	福渡	10
788	田ノ瀬	田ノ瀬	4
789	前沢	前沢	6
799	石原	古町字石原	0
800	大桃居平	大桃字居平	4
801	小立岩居平1号	小立岩字居平	2
802	多々石居平1号	多々石字居平	5
803	石原	和泉田字石原	12
804	村中	鴫巣字村中	10
805	台	山口字台	7
806	清水畑	木伏字清水畑	6
63	上の山	界字上の山	2
1539	立屋沢	高野字立屋沢	3
1540	宇治山	糸沢字宇治山	3
1541	萩ノ山	糸沢字萩ノ山	3
1542	上休場	関本字上休場	3
1543	上小塩	藤生字上小塩	2
1544	峰崎	中荒井字峰崎	2
1545	新町	田島字新町	3
1546	廻館	高野字廻館	3
1547	西中村	高野字西中村	4
1548	宮ノ下	塩江字宮ノ下	2
1549	古内平	糸沢字古内平	2
1550	中村	金井沢字中村	2
1551	上沢田	静川字上沢田	3
1552	下広窪(A)	針生字下広窪	2
1553	下広窪(B)	針生字下広窪	1
1554	横町	田島字横町	4
1555	的場	水無字的場	2
1556	角木	水無字角木	4
1557	下高野	高野字下高野	2
1558	狐穴	田部字狐穴	3
1559	長野字向山	長野字向山	4
1576	新屋敷	宮里字新屋敷	1
1577	小高林	小高林	1

箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数
1578	助木生	助木生	1
1579	松戸原(B)	松戸原	3
1580	井桁	井桁	1
1581	湯ノ花	湯ノ花	2
1582	水引(A)	水引	1
1583	水引(B)	水引	2
1584	木賊	宮里字木賊	2
1585	田端	宮里字田端	1
1586	古町東居平	古町字東居平	1
1587	多々石居平	多々石字居平	4
1588	白沢居平	白沢字居平	4
1589	上ノ原	白沢字居平	1
1590	内川居平	内川字居平	4
1591	小立岩居平	小立岩字居平	1
1592	五十苺	宮沢字五十苺	1
1593	北原	山口字北原	2
1594	台ノ下	山口字台ノ下	1
1595	板橋	山口字板橋	1
1596	上台	山口字上台	3
1597	村下(A)	山口字村下	3
1598	小百刈	大橋字小百刈	2
1599	居平	木伏字居平	1
1600	清水畑(A)	木伏字清水畑	2
1601	清水畑(C)	木伏字清水畑	3

## (6) 土砂災害警戒等区域

資料提供：南会津建設事務所 土木部

No.	区域名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
1	宮の沢	青柳字西ノ前	土石流	警戒区域
2	ドン沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
3	猿倉沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
4	広窪沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
5	石倉沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
6	ハチロウ沢	穴原	土石流	警戒区域
7	へいたれくぼ	穴原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
8	デグチ沢	井桁	土石流	警戒区域
9	井桁	井桁	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
10	天王沢川	和泉田字久保田	土石流	警戒区域／特別警戒区域
11	不動沢	和泉田字乙沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
12	下長泥沢	和泉田字下長泥	土石流	警戒区域／特別警戒区域
13	久保田沢	和泉田字久保田	土石流	警戒区域
14	信濃沢	和泉田字上平	土石流	警戒区域
15	和泉田沢-1	和泉田字上平	土石流	警戒区域
16	和泉田沢-2	和泉田字上平	土石流	警戒区域
17	信濃沢	和泉田字不動沢	地すべり	警戒区域
18	ドン沢	和泉田字福田	土石流	警戒区域
19	ウラノ沢	糸沢	土石流	警戒区域
20	羽塩沢	糸沢	土石流	警戒区域
21	岩淵沢	糸沢	土石流	警戒区域
22	穴沢	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
23	山王沢	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
24	糸沢入	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
25	西沢川	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
26	萩ノ山	糸沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
27	古内平	糸沢字古内平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
28	壇ノ原	糸沢字壇ノ原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
29	タダクノ沢	岩下	土石流	警戒区域
30	ホソクボ沢	岩下	土石流	警戒区域／特別警戒区域
31	自源寺川	岩下	土石流	警戒区域
32	糸沢	内川字居平	土石流	警戒区域
33	内川居平	内川字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
34	落合沢	内川字上ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
35	松原上沢	大新田字松原上	土石流	警戒区域
36	滑沢	大橋字小百刈	土石流	警戒区域
37	小百刈	大橋字小百刈	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
38	小百刈沢2号	大橋字小百刈	土石流	警戒区域／特別警戒区域
39	滝沢	大橋字二百刈	土石流	警戒区域
40	糸沢	大原字居平	土石流	警戒区域
41	居平沢2号	大桃字居平	土石流	警戒区域
42	大桃居平	大桃字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
43	駒ヶ岳山沢	大桃字駒ヶ岳山	土石流	警戒区域／特別警戒区域
44	トチブ沢	大桃字上ノ原	土石流	警戒区域
45	大桃	大桃字上ノ原	地すべり	警戒区域
46	宮の沢	小野島字上の山	土石流	警戒区域
47	石原	小野島字石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
48	後沢	貝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
49	帯沢-1	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
50	帯沢-2	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
51	帯沢-3	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
52	中村	金井沢字中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
53	石田	金井沢字石田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
54	沢田	金井沢字沢田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
55	シナン沢-1	金井沢字中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
56	シナン沢-2	金井沢字中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
57	カ三沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
58	ガン沢	川島	土石流	警戒区域
59	上山沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
60	川島沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
61	木伏居平	木伏字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
62	清水畑A	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
63	清水畑B	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
64	清水畑C	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
65	田ノ入沢	栗生沢字長畑ヶ	土石流	警戒区域／特別警戒区域
66	トマ山沢	栗生沢字東上ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
67	宮ノ沢	栗生沢字並桑	土石流	警戒区域／特別警戒区域
68	台沢	高野字宇台	土石流	警戒区域／特別警戒区域
69	岩下通	高野字岩下通	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
70	寺入沢	高野字岩下通	土石流	警戒区域
71	下高野	高野字下高野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
72	廻館	高野字廻館	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
73	西中村	高野字西中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
74	浅布	高野字浅布	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
75	立屋沢	高野字立屋沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
76	三沢	高野字浅布	土石流	警戒区域／特別警戒区域
77	露窪沢	高野字東中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
78	夕チヤ沢	高野字立屋沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
79	小塩沢	小塩字沢口	土石流	警戒区域／特別警戒区域
80	小高林	小高林	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
81	上ノ山沢	小高林	土石流	警戒区域／特別警戒区域
82	唐沢	小立岩	土石流	警戒区域／特別警戒区域
83	小立岩居平(B)	小立岩字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
84	小立岩居平1号	小立岩字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
85	界	界字糸沢	地すべり	警戒区域
86	界糸沢	界字糸沢	土石流	警戒区域
87	上の山	界字上の山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
88	ドウ沢	塩江字胡桃下甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
89	糸沢	塩江字根岸乙	土石流	警戒区域／特別警戒区域
90	韭沢	塩江字山神前甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
91	宮ノ下	塩江字宮ノ下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
92	宮沢入沢	塩ノ原	土石流	警戒区域
93	昆布沢	塩ノ原	土石流	警戒区域
94	東ノ沢・西ノ沢	静川字西ノ沢口乙	土石流	警戒区域／特別警戒区域
95	大岩沢	静川字大岩原甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
96	杉ノ下沢	静川字中沢田乙	土石流	警戒区域
97	下山	下山	地すべり	警戒区域
98	上下山	下山字阿高	地すべり	警戒区域
99	下下山	下山字下下山	地すべり	警戒区域
100	守沢	精舎	土石流	警戒区域
101	下ノ原沢	白沢字下ノ原	土石流	警戒区域
102	下ノ原沢2号	白沢字下ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
103	白沢	白沢字下ノ原	地すべり	警戒区域
104	アンノ沢	白沢字居平	土石流	警戒区域
105	上ノ原	白沢字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
106	白沢居平	白沢字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
107	白沢沢	白沢字居平	土石流	警戒区域／特別警戒区域
108	居平沢4号	白沢字上ノ原	土石流	警戒区域
109	上水石沢	水石	土石流	警戒区域
110	助木生	助木生	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
111	下休場沢	関本字下休場	土石流	警戒区域／特別警戒区域
112	三窪沢	関本字上休場	土石流	警戒区域
113	上休場	関本字上休場	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
114	稲荷山沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
115	寺久保沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
116	柴倉沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
117	出戸伊勢沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
118	向山	滝原字向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
119	愛宕山	田島字愛宕山甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
120	後原沢右沢	田島字会下甲	土石流	警戒区域
121	後原沢左沢	田島字会下甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
122	天道沢-1	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
123	天道沢-2	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
124	天道沢-3	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
125	きへいじり沢	田島字観音寺甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
126	後原	田島字後原甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
127	鎌倉山	田島字鎌倉崎乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
128	丸山	田島字丸山甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域
129	峠	田島字新町	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
130	むぐる沢	田島字寺前甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
131	ナガノダイノ	田島字新町	土石流	警戒区域
132	フタ沢	田島字新町乙	土石流	警戒区域
133	田沢	田島字田沢甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
134	鑑ヶ沢	多々石字居平	土石流	警戒区域／特別警戒区域
135	多々石居平	多々石字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
136	多々石居平1号	多々石字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
137	滝ノ沢	たのせ	土石流	警戒区域
138	田ノ瀬-1	たのせ	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
139	田ノ瀬-2	たのせ	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
140	株木沢2号	田部字軽井沢	土石流	警戒区域
141	狐穴	田部字上山根	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
142	井戸入沢	田部字上山根	土石流	警戒区域
143	根岸沢	田部字八幡前	土石流	警戒区域
144	ホオノキ沢	丹藤字上村	土石流	警戒区域/特別警戒区域
145	宮ノ沢	丹藤字上村	土石流	警戒区域/特別警戒区域
146	上村1号- (1)	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
147	上村1号- (2)	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
148	上村2号	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
149	四梨沢	角生	土石流	警戒区域
150	深沢	角生	土石流	警戒区域
151	石合沢	角生	土石流	警戒区域
152	沢桃沢	角生	土石流	警戒区域/特別警戒区域
153	木引沢	角生	土石流	警戒区域/特別警戒区域
154	藤生沢	藤生	土石流	警戒区域/特別警戒区域
155	芳沢-1	藤生	土石流	警戒区域/特別警戒区域
156	芳沢-2	藤生	土石流	警戒区域/特別警戒区域
157	下小塩	藤生字下川原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
158	上小塩	藤生字上小塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
159	中荒井沢	藤生字蔦石	土石流	警戒区域/特別警戒区域
160	瀬戸沢	鴛巢字村中	土石流	警戒区域
161	村中	鴛巢字村中	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
162	鴛巢	鴛巢字平林	地すべり	警戒区域
163	カラ沢	戸中	土石流	警戒区域
164	天形沢	富山字上居平	土石流	警戒区域
165	三沢川	中荒井字祖父塚	土石流	警戒区域
166	峰崎	中荒井字峰崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
167	山沢	永田字沢口	土石流	警戒区域
168	イボン沢	永田字鳥居戸	土石流	警戒区域/特別警戒区域
169	東永田沢	永田字東永田	土石流	警戒区域/特別警戒区域
170	オオクボ沢	永田字西俣	土石流	警戒区域/特別警戒区域
171	於三段沢	長野字於三段	土石流	警戒区域
172	下谷地沢	長野字下谷地	土石流	警戒区域/特別警戒区域
173	長野向山	長野字向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
174	上谷地沢	長野字上谷地	土石流	警戒区域/特別警戒区域
175	宇石沢	長野字中谷地	土石流	警戒区域/特別警戒区域
176	鬼丸沢	耻風字上ミノ原	土石流	警戒区域
177	滝沢	耻風字上ミノ原	土石流	警戒区域
178	井戸沢	浜野字中道下	土石流	警戒区域
179	石橋沢	針生字駒戸山	土石流	警戒区域/特別警戒区域
180	下広窪B	針生字小坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
181	下広窪A	針生字上広窪	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
182	小松沢	針生字小松沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域
183	上川沢	針生字上川	土石流	警戒区域/特別警戒区域
184	戸板右沢	針生字昼滝山	土石流	警戒区域/特別警戒区域
185	宮ノ沢	福米沢字宮ノ前	土石流	警戒区域/特別警戒区域
186	鹿楽沢	福米沢字宮ノ前	土石流	警戒区域/特別警戒区域
187	下福米沢	福米沢字三百苅	土石流	警戒区域
188	宮前沢	福米沢字上福米沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域
189	穴沢	福渡	土石流	警戒区域/特別警戒区域
190	糸沢	福渡	土石流	警戒区域

No	区域名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
191	唐沢	福渡	土石流	警戒区域
192	寺沢	古町字居平	土石流	警戒区域/特別警戒区域
193	小白沢川	古町字石原	土石流	警戒区域/特別警戒区域
194	石原	古町字石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
195	古町東居平	古町字東居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
196	前沢	前沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
197	前沢	前沢	土石流	警戒区域
198	福渡沢 2号	前沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域
199	松戸原B	松戸原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
200	角木沢 - 1	水無字角木	土石流	警戒区域
201	角木沢 - 2	水無字角木	土石流	警戒区域/特別警戒区域
202	角木	水無字角木	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
203	株木-1	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
204	株木-2	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域
205	株木-3	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
206	株木沢	水無字上田	土石流	警戒区域/特別警戒区域
207	的場 - 1	水無字石上	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
208	的場 - 2	水無字石上	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
209	田無沢 - 1	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
210	田無沢 - 2	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
211	田無沢 - 3	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
212	水根沢	水根沢字山王下	土石流	警戒区域
213	諸沢	水引	土石流	警戒区域/特別警戒区域
214	水引A	水引	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
215	水引沢	水引	土石流	警戒区域/特別警戒区域
216	ナガオロシ沢	宮里	土石流	警戒区域
217	糸沢	宮里	土石流	警戒区域/特別警戒区域
218	田端	宮里字宮ノ本	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
219	新屋敷	宮里字新屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
220	木賊	宮里字半才家	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
221	七久保沢	宮沢字下ノ原	土石流	警戒区域
222	五十苺	宮沢字五十苺	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
223	宮沢	宮沢字千度原	地すべり	警戒区域
224	千度入沢	宮沢字中丸	土石流	警戒区域
225	卯蔵久保	宮沢字百刈	土石流	警戒区域/特別警戒区域
226	下宮床沢	宮床字下宮床	土石流	警戒区域
227	カラ沢	宮床字内城	土石流	警戒区域
228	井戸入沢	山口字上台	土石流	警戒区域/特別警戒区域
229	上台	山口字上台	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
230	村下A	山口字村下	急傾斜地の崩壊	警戒区域
231	濁沢	山口字村下	土石流	警戒区域
232	町屋沢	山口字村下	土石流	警戒区域
233	台	山口字台	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
234	大桧沢	山口字台	土石流	警戒区域
235	北原下	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
236	北原上	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
237	北原沢	山口字北原	土石流	警戒区域
238	北原中	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
239	六十苺沢	山口字六十苺	土石流	警戒区域/特別警戒区域
240	ミヤノ沢	山口字清水川	土石流	警戒区域
241	滝沢	湯ノ花	土石流	警戒区域
242	鍛冶沢	湯ノ花	土石流	警戒区域
243	唐沢	湯ノ花	土石流	警戒区域/特別警戒区域
244	湯ノ花	湯ノ花	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域
245	後沢	吉高	土石流	警戒区域



## (7) 雪崩危険箇所

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	箇所名	土地区分		所有区分		
		林地	その他	国有林	民有林	その他
1	竜沢	○	—	—	○	—
2	竜沢	○	—	—	○	—
3	竜沢	○	—	—	○	—
4	竜沢	○	—	—	○	—
5	狼窪山	○	—	—	○	—
6	長沢山	○	—	—	○	—
7	八千窪	○	○	—	○	—
8	向山3	○	○	—	○	—
9	向山2	○	○	—	○	—
10	向山1	○	○	—	○	—
11	滝沢	○	—	—	○	—
12	数間沢	○	—	—	○	—
13	番屋	○	—	—	○	—
14	番屋	○	—	—	○	—
15	木戸沢	○	—	—	○	—
16	佐倉山	○	—	—	○	—
17	背戸山	○	—	—	○	—
18	後山	○	—	—	○	—
19	後沢山	○	—	—	○	—
20	沢桃原	○	—	—	○	—
21	大久保山	○	—	—	○	—
22	治平峰	○	—	—	○	—
23	漆方原	○	—	—	○	—
24	へつり山	○	—	—	○	—
25	高久保	○	—	—	○	—
26	鎧ヶ沢	○	—	—	○	—
27	南内山	○	—	—	○	—
28	間の山	○	—	—	○	—
29	沼ノ平	○	—	—	○	—
30	井戸沢	○	—	—	○	—
31	滝沢	○	—	—	○	—
32	糸沢山	○	—	—	○	—
33	上ノ山	○	—	—	○	—
34	鬼丸山	○	—	—	○	—
35	鬼丸山	○	—	—	○	—
36	鬼丸山	○	—	—	○	—
37	瀬戸山	○	—	—	○	—
38	後山	○	—	—	○	—
39	家向山2	○	○	—	○	—
40	家向山1	○	○	—	○	—
41	高久保	○	—	—	○	—
42	京路	○	—	—	○	—
43	上の山	○	—	—	○	—
44	愛宕山	○	—	—	○	—
45	不動沢	○	—	—	○	—
46	城口山	○	—	—	○	—
47	栃久保	○	—	—	○	—
48	小栗山	○	—	—	○	—
49	大林	○	—	—	○	—
50	大林	○	—	—	○	—
51	中小屋	○	—	—	○	—

## 3 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間	延長 (km)	交通量 (T.90) 台/日
		自 市町村字 至 市町村字		
352号	山口土木事務所	檜枝岐村字燧ヶ岳 檜枝岐村字大根御	19.2	1,830
352号	山口土木事務所	南会津町大桃字平沢山 南会津町大桃字向山	3.5	1,578
400号	南会津建設事務所 宮下土木事務所	南会津町高野字岩向山 昭和村大字両原字小屋	12.4	666
289号	山口土木事務所	南会津町下山 只見町大字梁取	2.0	2,705

路線名	規制基準		気象観測所等	危険内容	迂回路
	規制基準値(mm)				
	通行注意	通行止			
	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量			
352号	なし	120	檜枝岐地域気象観測所 (気)	落石崩壊 岩石崩壊	なし
352号	なし	120	内川発電所(他)	落石崩壊 岩石崩壊	なし
400号	なし	120	大芦観測所(他) 田島ダム(河)	落石崩壊	なし
289号	なし	120	山口土木事務所(可) 東北電力小林発電所 (他)	落石	(県) 大倉・大 橋・浜野線

路線名	通行情報板	道路 モニター	前年度通行止実績		指定年度	備考 道路交通 遮断装置
			回数	延時間		
352号	A-3 C-1	—	—	—	S49	冬季通行止 要対策N=16
352号	A-3 C-1	—	—	—	S49	要対策N=6
400号	A-1 C-2	1	—	—	S49	冬期交通止 要対策N=23
289号	—	—	—	—	S46	



## 4 観測施設

## (1) 雨量観測施設

管理機関	観測所名	所在地	管理者名
福島県	浜野雨量水位	浜野字荒瀬	山口土木事務所
福島県	南会津建設事務所	田島字根小屋	南会津建設事務所
福島県	山口土木事務所	山口字村上	山口土木事務所
国土交通省	針生雨量観測所	田島字針生	阿賀川河川事務所
国土交通省	滝ノ原雨量観測所	滝ノ原字向原	阿賀川河川事務所
国土交通省	栗生沢雨量観測所	栗生沢字東上ノ原	阿賀川河川事務所
気象庁	館岩地域雨量観測所	松戸原	福島地方気象台
気象庁	山王峠地域雨量観測所	糸沢字栃木沢	福島地方気象台
気象庁	田代山地域雨量観測所	湯ノ花字田代山辛	福島地方気象台
東北電力㈱	内川発電所	耻風字山先	会津制御所
国土交通省	田島観測所	田島字会下	大桃亀吉
気象庁	南郷地域観測所	界字梨木平	福島地方気象台
会津鉄道㈱	会津田島駅	田島字後町	会津田島駅
気象庁	田島地域観測所	田島字後原甲	福島地方気象台

## (2) 水位観測施設

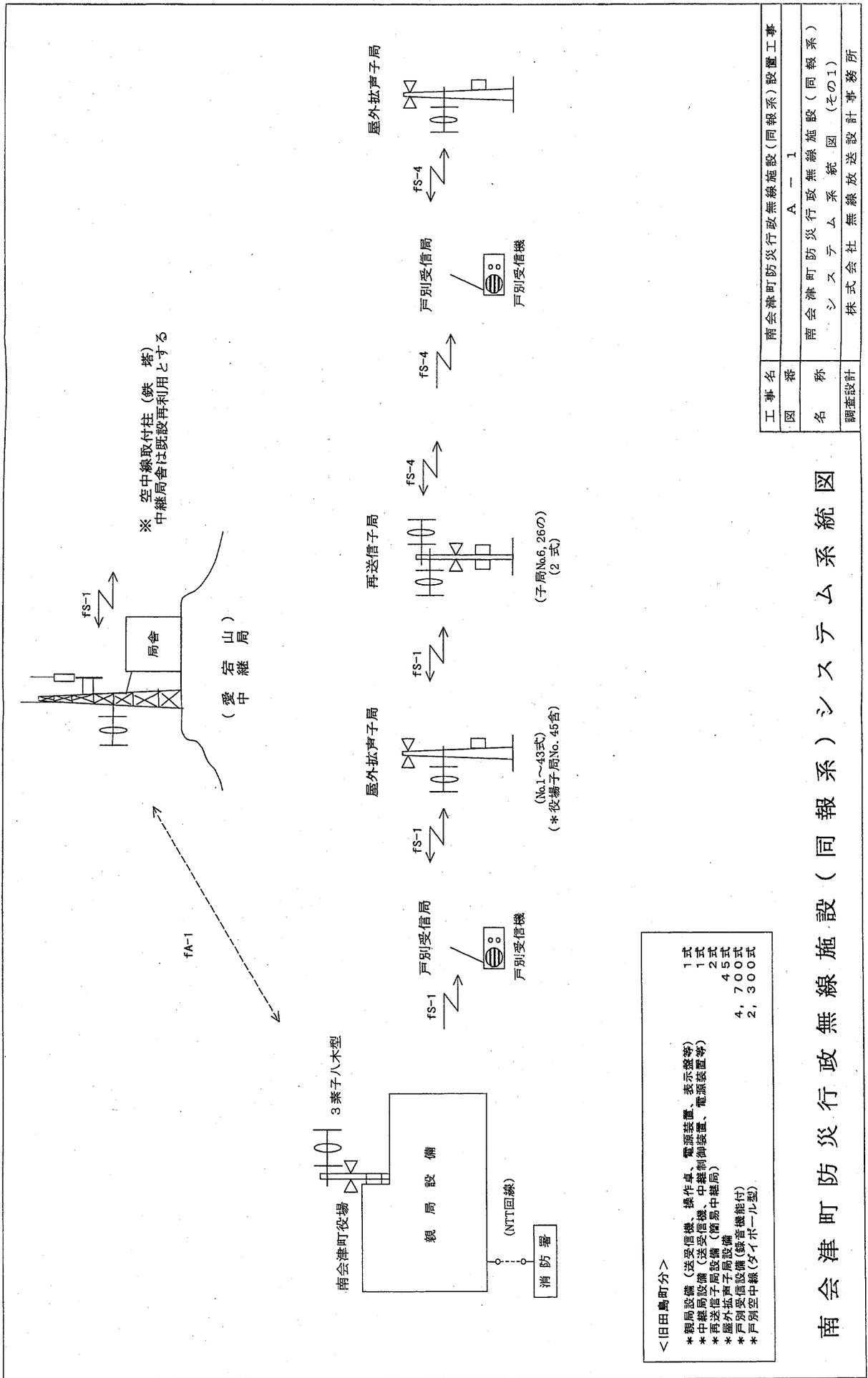
河川名	量水標の名称	量水標の位置	管理者名
阿賀川	田島水位	長野字下大沢	南会津建設事務所
伊南川	浜野雨量水位	浜野字荒瀬	山口土木事務所
伊南川	山口水位	鴫巣字福原	山口土木事務所
阿賀川	関本水位	関本	南会津建設事務所
館岩川	館岩水位	前沢	山口土木事務所
高野川	高野川水位	高野	南会津建設事務所
阿賀川	田島水位観測所	田島字中川原	阿賀川河川事務所
伊南川	大桃測水所	大桃	電源開発㈱
伊南川	白沢測水所	白沢	電源開発㈱
伊南川	内川水位観測所	内川	東北電力㈱

## (3) 震度計

測定場所名	所在地	備考
田島	田島字後原甲3531-1	
南郷	山口字村上864番地	県震度情報ネットワークシステム計測震度施設
南郷	界字梨木平203番地-1	文部科学省庁
伊南	古町字館跡998	県震度情報ネットワークシステム計測震度施設
伊南高感度地震観測施設	小塩字上ミ原80	仲河原運動公園内防災科学研究所
館岩	松戸原50番地	県震度情報ネットワークシステム計測震度施設



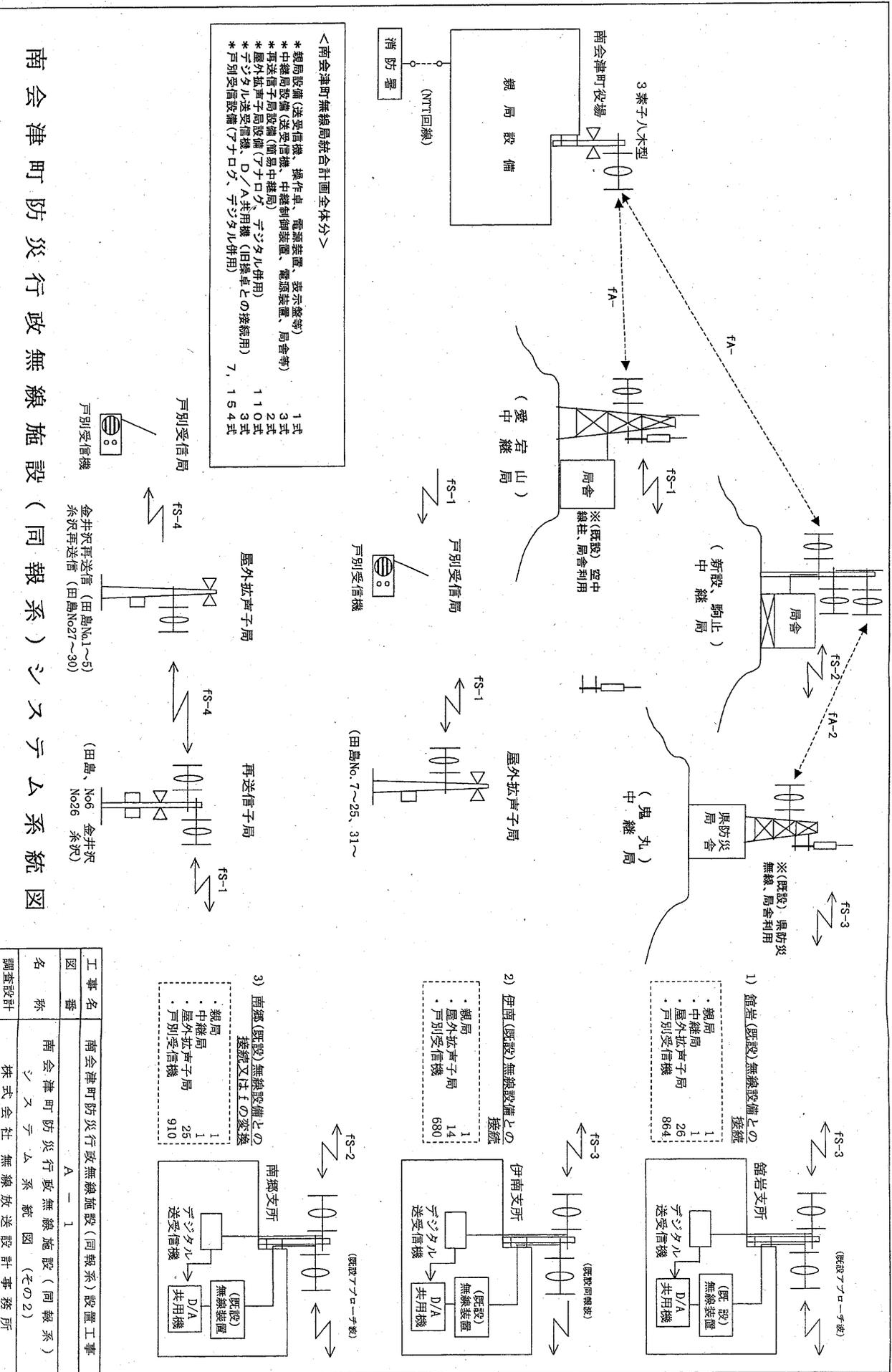
# 5 南会津町防災無線局設置場所及び回線系統



- <旧田島町分>
- \* 親局設備 (送受信機、操作台、電源装置、表示装置等)
  - \* 中継局設備 (送受信機、中継制御装置、電源装置等)
  - \* 再送信子局設備 (簡易中継局)
  - \* 屋外拡声子局設備 (録音機能付)
  - \* 戸別受信機 (ダイヤポール型)
- |         |         |
|---------|---------|
| 1 式     |         |
| 2 式     |         |
| 45 式    |         |
| 4,700 式 | 4,700 式 |
| 2,300 式 | 2,300 式 |

工事名	南会津町防災無線施設(同報系)設置工事
図番	A-1
名称	南会津町防災無線施設(同報系)
調査設計	システム系統図(その1) 株式会社無線放送設計事務所

南会津町防災無線施設(同報系)システム系統図



<南会津町無線局統合計画全体分>

- \*親局設備(送受信機、操作卓、電源装置、表示盤等)
- \*中継局設備(送受信機、中継制御装置、電源装置、局舎等)
- \*再送信子局設備(簡易中継局)
- \*屋外拡声子局設備(アナログ、デジタル併用)
- \*デジタル送受信機、D/A共用機(旧機との接続用)
- \*戸別受信設備(アナログ、デジタル併用)

1 式  
3 式  
2 式  
110 式  
3 式  
7, 154 式

南会津町防災行政無線施設(同報系)システム統合図

工事名	南会津町防災行政無線施設(同報系)設置工事
図番	A-1
名称	南会津町防災行政無線施設(同報系)システム統合図(その2)
調査設計	株式会社無線放送設計事務所

## 6 消防関係

## (1) 消防団の組織及び管轄地区

消防団	分団	管轄区域
田島支団	第1分団	田島、永田、丹藤、丹藤、田部、水無、栗生沢
	第2分団	高野、塩江、福米沢、金井沢、静川、針生
	第3分団	中荒井、川島、関本、藤生、古今、糸沢、羽塩、滝原
伊南支団	第1分団	古町、多々石、白沢、青柳、小塩、宮沢、浜野、内川、耻風、大原、小立岩、大桃地区
南郷支団	第1分団	木伏、水根沢、大新田、大橋、東、中小屋、上山口、中山口、下山口、台板橋、鶉巣、宮床地区
	第2分団	界、虻の宮、片貝・富山、下山、乙沢、上平、上町、谷地、福田、小野島地区
館岩支団	第1分団	塩ノ原、たのせ、穴原、前沢、福渡、助木生、小高林、上ノ原、福道原、新屋敷、木賊、川衣、戸中、松戸原、押戸、吉高、角生、貝原、湯ノ花、水引地区
	第2分団	熨斗戸、伊与戸、新田原、森戸、八総、高杖原、井桁、精舎、岩下、番屋地区

## (2) 現有消防力

支団	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本団	1							1
田島		3	5	9	27	103	332	479
館岩		2	4	4	9	12	66	97
伊南		2	3	3	15	15	64	102
南郷		2	4	4	22	23	134	189

※ 各支団の合計人数は、庶務等の人員数も含む。



## 7 ライフライン関係

## (1) 水道状況

給水区域	計画給水 人口(人)	区域内 人口(人)	現在給水 人口(人)	給水量(m <sup>3</sup> /日)
田島上水道	7,100	6,480	6,473	3,480
栗生沢簡易水道	620	261	261	101
水無簡易水道	350	214	214	53
田部・長野簡易水道	2,300	2,050	2,038	926
滝原簡易水道	500	403	397	200
荒海簡易水道	2,600	2,160	2,158	1,250
針生簡易水道	700	537	503	252
静川簡易水道	820	350	344	145
台鞍山スキー場専用水道	10,000		11	1,280
伊南簡易水道	1,600	1,421	1,375	920
内川・耻風簡易水道	140	126	122	120
大桃簡易水道	280	257	249	391
南郷簡易水道	3,500	3,078	2,985	1,300
東簡易水道	180	151	137	66
糸沢簡易水道	670	462	422	211
中部地区簡易水道	850	722	701	391
下郷地区簡易水道	310	196	196	67
宮里地区簡易水道	420	222	222	159
上郷地区簡易水道	1,340	1,005	1,000	2,160
番屋地区飲料水供給施設	31	31	30	10
穴原地区飲料水供給施設	55	36	36	10
戸中給水施設	10	10	9	4

## (2) 下水道状況

給水区域	供用計画 人口(人)	区域内 人口(人)	現在供用 人口(人)	施設能力施設 (m <sup>3</sup> /日)
古町地区	1,600	1,421	1,375	920
南郷地区	3,150	3,150	0	2,200
小野島地区	150	55	0	40.5
東地区	110	104	0	29.7
湯ノ花地区	920	1,087	1,087	248.4
前沢地区	180	78	78	48.6
高杖原地区	1,880	1,723	1,723	507.6
たのせ地区	81	36	36	21.8
上郷地区	1,860	1,492	1,492	620

## (3) 水道工事業者リスト

指定No.	工事業者名	所在地	電話番号
1	久米工業(株)	永田字大道上 326	0241-62-1182
2	(有)保科管工業	田島字東荒井 64	0241-62-2695
3	(有)猪股設備工業所	塩江字桧沢 38	0241-62-1617
4	(有)いわき屋管工業	田島字北下原甲 2215	0241-62-1037
5	(株)光和設備工業所 田島営業所	田島字西上川原乙 54-15	0241-62-0440
6	(株)高山重商店	田島字南下原甲 1965-1	0241-62-0173
7	(有)ミナト	田島字西番場甲 367	0241-62-3710
8	(有)長沼設備工業	田島字行司 86-2	0241-62-0487
9	佐藤設備	高野字西中村 1619	0241-62-2960
10	白俱善環興(株)	塩江字根岸 14-2	0241-62-3111
11	田島土建工業(株)	永田字大道上 350	0241-62-1128
12	(株)阿部電機	田島字中町甲 3923-2	0241-62-1248
13	(株)大橋工務店	永田字西俣 110	0241-62-1000
14	(株)芳賀沼製作	針生字鳥井戸 1194-2	0241-64-2221
15	(株)福一工務所	田島字田部原 129-1	0241-62-0013
16	山口設備	森戸 121	0241-78-2713
17	星設備	塩ノ原 332	0241-78-2773
18	湯田管工社	岩下 396	0241-78-2572
19	(株)館岩工務所	松戸原 223	0241-78-2224
20	秀直商店	井桁 128	0241-78-2641
21	(資)平野技研工業所	耻風字居平 197-1	0241-76-2155
22	大山設備プラント	古町字居平 12-7	0241-76-2665
23	(株)新井組	古町字館跡 915-2	0241-76-2311
24	月田商店	古町字新坂口 15	0241-76-2102
25	(有)谷地電気	和泉田字谷地 2463-3	0241-73-2211
26	(有)和泉田鉄工建設	和泉田字根岸原 4526	0241-73-2526
27	(株)星組	和泉田字稲場 5608	0241-73-2214
28	大富土建工業(株)	山口字堀田 791	0241-72-2516
29	酒井燃料店	山口字村上 798	0241-72-2505
30	岩渕石材店	下山字下村 1357	0241-73-2164
31	ノグリ設備	界字糸沢 83-1	0241-73-2114
32	アクア	界字中田 450-1	0241-73-2426
33	山星建設(株)	界字上田下 2656	0241-73-2134

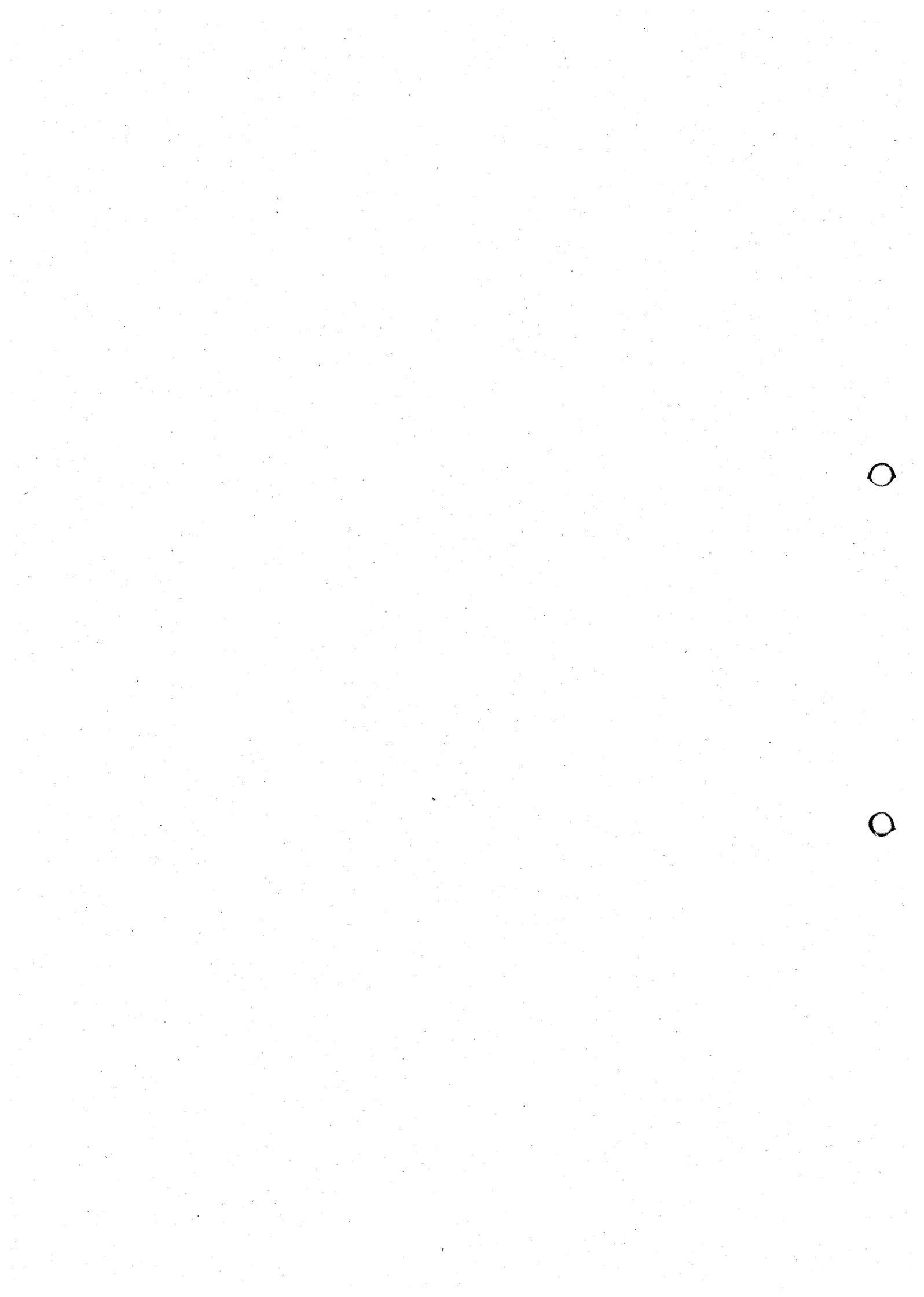
## 8 避難場所

## (1) 避難場所リスト

No.	避難所・避難施設名	所在地	避難有効 床面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
1	南会津町役場	田島字後原甲 3531-1	1,200	450
2	田島農村環境改善センター	関本白-560	1,199	600
3	あたご会館	田島字後原甲 3586-1	900	450
4	檜沢地区公民館	福米沢字ノ沢 1373-6	116	60
5	田島体育館	田島字後原甲 3586-1	732	350
6	田島小学校	田島字会下甲 3316	6,294	3,027
7	荒海小学校	関本字大道上 495	3,433	1,952
8	檜沢小学校	福米沢字宮ノ沢 1543	3,235	1,486
9	田島第二小学校	長野字於三段 340	2,751	1,377
10	針生小学校	針生字下宮 238	1,744	873
11	田島中学校	田島字後原甲 3437	6,056	3,032
12	檜沢中学校	福米沢字大田 1340-1	3,239	1,635
13	荒海中学校	糸沢字馬場原 446-15	3,410	1,720
14	ひかり保育所	田島字寺前甲 3055	432	225
15	荒海保育所	関本大道上 500	505	300
16	桧沢保育所	静川熊沢向乙 1034-2	337	182
17	田部原保育所	田島字田部原 90	479	240
18	田島高等学校	田島字田部原 260	3,500	1,500
19	針生青少年旅行村管理棟	針生字宮ノ下 1734-1	198	50
20	中荒井生活改善センター	中荒井字長畔 568	198	66
21	高野生活改善センター	高野字岩下通 647	167	55
22	栗生沢生活改善センター	栗生沢字前ノ畑	167	55
23	静川生活改善センター	静川字熊沢向乙 1037	198	66
24	田部生活改善センター	田部字上山根 147-2	167	55
25	県南会津合同庁舎	田島字根小屋甲 4277-1	1,300	433
26	南会津行政センター	田島字西町甲 4331	900	300
27	長野林業研修センター	長野字地蔵裏 416	598	150
28	田部原多目的集会センター	田島字上山根 147-2	130	43
29	水無林業研修センター	水無字的場 492-1	187	62
30	横町公民館	田島字横林甲 2295	167	55
31	東町公民館	田島字天道沢甲 2677	167	55
32	福祉ホール	田島字中町甲 3918-1	125	75
33	金井沢多目的集会センター	金井沢字沢田 2-1	186	62
34	塩江林業研修センター	塩江字上坪 23-4	184	61
35	滝原林業研修センター	滝原字下後庵 55	260	86
36	羽塩林業研修センター	糸沢字滝ノ上 10-1	186	62
37	糸沢林業研修センター	糸沢字居平 1954-2	248	82
38	古今生活改善センター	糸沢字古内平 4	170	56
39	御蔵入交流館	田島字宮本東 22	900	450
40	藤生多目的集会センター	藤生字石堂 112	167	55

No.	避難所・避難施設名	所在地	避難有効 床面積(㎡)	収容人員 (人)
41	上野公民館	藤生字上野	145	48
42	川島公民館	川島宮前5	184	61
43	伊南会館	古町字館跡998番地	1,451	725
44	伊南地域交流センター	古町字石原525番地	1,618	809
45	上町集会所	古町字居平11番地5	168	84
46	下町集会所	古町字居平1番地1	243	121
47	道城集会所	古町字小沼162番地	156	78
48	多々石公民館	多々石字居平116番地	250	125
49	白沢集会所	白沢字仮地番59番地	199	99
50	青柳生活改善センター	青柳字家ノ下68番地	196	98
51	小塩集会所	小塩字居平356番地	207	103
52	宮沢集会所	宮沢字下ノ原990番地1	197	98
53	浜野公民館	浜野字下モ原181番地	71	35
54	内川生活改善センター	内川字上ノ原3番地	189	94
55	耻風公民館	耻風字東平19番地	58	29
56	大原公民館	大原字居平21番地	58	29
57	大川公民館	小立岩字居平199番地	436	218
58	大桃集会所	大桃字上河原113番地	220	110
59	スキー場センターハウス	大桃字一の間々20-3番地	1,677	200
60	木伏転作センター	木伏字西居平1001	97	32
61	水根沢集会所	水根沢字前田111	55	18
62	大新田集会所	大新田字上村195-1	55	18
63	大橋集会所	大橋字久保田724-4	70	23
64	東集会所	東字輪間190-1	65	22
65	中小屋集会所	山口字六十刈362-2	55	18
66	南郷総合センター	山口字村上842	385	128
67	台板橋集会所	山口字倉田2464-4	55	18
68	鴛巢集会所	鴛巢字村中1292-1	95	32
69	宮床集会所	宮床字川久保663	70	23
70	界公民館	界字日向下255	160	53
71	片貝集会所	片貝字中田51-2	70	23
72	富山集会所	富山字居平165	65	22
73	下山集会所	下山字谷地158	70	23
74	乙沢集会所	和泉田字稲場5609	65	22
75	農村環境改善センター	和泉田字沼橋2860-1	500	167
76	小野島集会所	和泉田字石原345	65	22
77	南郷体育館	山口字村上1074	600	300
78	南郷第一小学校	山口字舟場916	1,200	600
79	南郷第二小学校	下山字下川原31	800	400
80	南郷中学校	鴛巢字平林573	1,500	750
81	南郷保険福祉センター	片貝字中田98	300	150

No.	避難所・避難施設名	所在地	避難有効 床面積(m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
82	きらら289	山口字橋尻1	300	150
83	南郷スキー場 センターハウス	界字湯ノ入293	300	150
84	番屋集会所	番屋26-1	72	21
85	総合交流促進センター いわした	岩下394	121	36
86	精舎集会所	精舎264	72	21
87	井桁集会所	井桁166-1	140	42
88	上郷小学校	井桁3	1,903	576
89	高杖原集会所	高杖原382	130	39
90	八総集会所	八総45	108	32
91	森戸集会所	森戸355	138	41
92	熨斗戸集会所	熨斗戸186	149	45
93	戸中集会所	戸中460	80	24
94	館岩中学校	水石19	3,223	976
95	館岩会館	松戸原55	2,333	706
96	館岩小学校	松戸原3	2,003	605
97	貝原公民館	貝原176	82	24
98	湯ノ花生活改善センター	湯ノ花360	152	46
99	館岩老人福祉センター	湯ノ花647	600	181
100	しらかば公園体育館	湯ノ花1389-2	916	277
101	水引公民館	水引318-1	99	30
102	福渡公民館	中ノ井字真名板倉山乙698	82	24
103	前沢集会所	前沢331	99	30
104	塩ノ原生活改善センター	塩ノ原1330	126	38
105	たのせ集会所	たのせ72-2	75	22
106	穴原公民館	穴原357	36	10
107	小高林公民館	小高林589	111	33
108	木賊生活改善センター	宮里字宮ノ本1825	122	36
109	さいたま市立館岩少年自然 の家	宮里字向山2847-1	7,326	2,220
110	川衣公民館	宮里字島頭2453	82	24



## 9 危険物保管場所及び爆発物保管場所状況

施設名	所在地	危険物・爆発物の種類
(株) 菊地商会	田島字東荒井甲 2498-1	ガソリン等
J A会津みなみ田島支店給油所	田島字行司 77	ガソリン等
スズキ (株)	金井沢字沢田 17	ガソリン等
高山重商店荒海給油所	関本字百一 558-1	ガソリン・プロパンガス等
高山重商店鎌倉崎給油所	田島字鎌倉乙 17-1	ガソリン・プロパンガス等
高山重商店駅前給油所	田島字西番場甲 361-1	ガソリン・プロパンガス等
大丸商事 (株)	田島字谷地甲 58	ガソリン等
根本商会 (有)	川島字宮前 30-2	ガソリン等
(株) 福一工務所	田島字田部原 153	ガソリン等
(株)伊南建設工業給油取扱所	木伏字権現堂 1198	ガソリン等
酒井燃料店	山口字欠河原 1760	ガソリン、プロパンガス等
星商店(株)	山口字村上 836-1	ガソリン等
日本石油山口給油所	山口字村上 1164-5	ガソリン等
J A会津みなみ南郷支店給油所	山口字村下 1646-1	ガソリン、プロパンガス等
山星建設(株)ダイナマイト庫外貯蔵庫	界字上田下 2656	ダイナマイト
富山ガソリンスタンド	富山字下居平 469	ガソリン等
(株)星組給油取扱所	和泉田字稲場 5608	ガソリン等
(株) 佐野商事	古町字館跡 1018	ガソリン等
(株) まるや	古町字居平 8-26	ガソリン等
月田商店	古町字新坂口 15	プロパンガス等
グローリアガス (株) 日東舎営業所	古町字居平 6-7	プロパンガス等
芳賀商店	松戸原 300-1	ガソリン等
馬場商店	松戸原 310	ガソリン等
(株) 館岩工務所	松戸原 223	ガソリン等
(有) 芳賀金物店	松戸原 132	プロパンガス等
星盛男商店	熨斗戸 250	ガソリン・プロパンガス等
(有) 館岩石油	八総 55	ガソリン等
秀直商店	井桁 128	プロパンガス等
会津みなみ農業協同組合館岩支店	福渡 342	農薬等
(有) 丸叶	塩ノ原 282	ガソリン等
橋石油店	宮里字宮ノ本 1758	ガソリン等



## 10 その他

## (1) 廃棄物等処理施設等

## 1 ごみ処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
田島下郷町衛生組合	東部クリーンセンター	下郷町大字落 合字下川原 138-1 0241-67-3820	准連続炉	40	H4.3
西部環境衛生組合	西部環境衛生センター	0241-72-2639			

## 2 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
田島下郷町衛生組合	東部クリーンセンター	下郷町大字落 合字下川原 138-1 0241-67-3820	供用	20	H4.3

## 3 し尿処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
田島下郷町衛生組合	田島下郷町衛生センタ ー	下郷町大字落 合字下川原 900 0241-67-3414	標準脱窒	40	S59.3
西部環境衛生組合	西部環境衛生組合し尿 処理施設	0241-72-2639			

## 4 災害時のごみ集積所

No.	集積所・施設名	所在地	集積面積(m <sup>2</sup> )	集積容量(t)
1	田島中学校	田島字後原甲 3437	2,500	100
2	田島小学校	田島字会下甲 3316	1,500	50
3	御蔵入交流館	田島字宮本東 22	2,000	50
4	田島都市環境センター	田島字清水川	1,000	25
5	北下原町有地	田島字北下原	1,000	25
6	枇杷影町有地	永田字	800	20
7	びわのかげ多目的グラウンド	永田字	5,000	150
8	福島県立田島高校	田島字田部原	2,500	80
9	馬場公園	田部字	600	20
10	長野林業研修センター	長野字長野	300	10
11	水無ゲートボール場	水無字	400	15
12	旧栗生沢小グラウンド	栗生沢字 927	500	15
13	針生小学校	針生字 238	600	20
14	だいくらスキー場駐車場	針生字	800	30
15	緑の広場グラウンド	針生字	1,000	40
16	桧沢保育所	静川字	200	10
17	桧沢小学校	福米沢字宮ノ前 1380	600	15

No.	集積所・施設名	所在地	集積面積(m <sup>2</sup> )	集積容量(t)
18	桧沢中学校	福米沢字大田 1340-18	1,600	50
19	滝原ソフトグラウンド	滝原字	2,000	70
20	荻野集会所	糸沢字	150	5
21	糸沢農村公園	糸沢字	900	30
22	うさぎの森グラウンド	糸沢字馬場原 446-1538	2,000	70
23	荒海中学校	糸沢字	4,000	100
24	荒海小学校	関本字大道上 495	1,000	30
25	中荒井ソフトグラウンド	中荒井字	1,000	30
26	NTT 鉄塔脇広場	川衣	1,000	25
27	たのせ集会所	たのせ	100	5
28	塩ノ原集会センター	塩ノ原	1,000	25
29	そば処「曲屋」前駐車場	前沢	300	10
30	育苗センター	福渡	200	10
31	吉高入口空地	吉高	200	10
32	スクールバス方向転換所	水引	300	10
33	石湯橋脇	湯ノ花	3,000	30
34	貝原公民館	貝原	100	5
35	ごみ集積所脇広場	番屋	200	10
36	総合交流センター広場	岩下	1,000	20
37	旧児童館跡地	井桁	1,000	25
38	たかつえスキー場駐車場	高杖原	10,000	100
39	森戸集会所	森戸	100	5
40	熨斗戸集会所	熨斗戸	200	5
41	戸中集会所	戸中	100	5
42	館岩グラウンド	松戸原	3,000	50
43	伊南小学校	古町字居平 11-6	400	200
44	伊南中学校	古町字石原 525	1,200	600
45	伊南グラウンド	古町字館跡 998	400	200
46	仲川原運動公園	小塩字上ミ原 80	2,500	1,250
47	久川城資料館駐車場	青柳字久川 23	400	200
48	高畑スキー場駐車場	大桃字一の間々20-3	1,600	800
49	白沢集会所	白沢字村下タ 124	50	25
50	宮沢集会所	宮沢字下ノ原	50	25
51	内川生活改善センター	内川字上ノ原 3	100	50
52	大川地区公民館	小立岩字居平 199	800	400
53	木伏転作センター	木伏字居平地内	600	20
54	南郷第一小学校	山口字舟場地内	1,000	30
55	南郷グラウンド	山口字上地内	3,000	100
56	南郷中学校	鶴巣字平地内	2,000	70
57	南郷スキー場駐車場	界字湯の入地内	10,000	300
58	南郷第二小学校	下山字下川原地内	600	20
59	和泉田農村環境改善センター	和泉田字沼橋地内	600	20
60	南郷ふるさとの家グラウンド	和泉田字沼橋地内	600	20

## (2) 火葬場

事業主体	名称	所在地 電話番号	炉数
田島下郷町衛生組合	東部聖苑	南会津町田島大字田島字東下原 21 0241-62-1175	3基
西部環境衛生組合	西部斎苑	南会津町南郷大字山口字山口下荒町 2172-65 0241-72-2143	2基

## (3) 医療機関

## 1 災害医療センター（災害拠点病院）

## ① 基幹災害医療センター

施設名	病床数	所在地	電話番号
福島県立医科大学付属病院	824	福島市光ヶ丘1	0245-48-1111

※災害発生時に重症患者の受け入れや医療救護チームの派遣等を行うほか、要員の訓練研修機能を有する災害拠点病院を県に一箇所指定し整備する。

## ② 地域災害医療センター

2次医療圏	施設名	病床数	所在地	電話番号
南会津	福島県立南会津病院	150	南会津町田島永田字風下 14-1	0241-62-7111

※災害発生時に被災地内の傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣等を行う災害拠点病院を2次医療圏に一箇所指定し整備する。

## 2 町内の医療機関

医療機関名	住所 電話番号	診療科目	病床数	医師数
高橋医院	田島字中町甲 3905 62-0040			
馬場医院	田島字谷地甲 30 62-0141			
長谷川医院	田島字中町甲 3936 62-0032			
稲富歯科医院	田島字上町甲 4016 62-0001	歯科		
押部歯科医院	田島字大坪甲 471 62-0518	歯科		
あらかい歯科医院	関本字下休場 729-1 66-2580	歯科		
長谷川歯科医院	田島字本町甲 3894-2 62-0408	歯科		
室井歯科医院	田島字本町甲 3841-6 62-8020	歯科		
中村歯科医院	田島字北下原 198-1 62-1255	歯科		
加藤医院	古町字東居平 63 76-2030	内科	0	1
羽染歯科医院	古町字東居平 11-5 76-2115	歯科	0	1
伊南小野木クリニック	古町字新坂口 1-11 76-7780	内科、整形外科		2

医療機関名	住 所 電話番号	診療科目	病床数	医師数
なかやクリニック	片貝字根木屋向 16 73-2036	内科、外科、小児科、耳鼻科、皮膚科、婦人科	1	
新藤歯科医院	大新田字松原上 906-1 72-2610	歯科	1	
館岩愛輝診療所	湯ノ花 648 78-8688	内科、小児科、皮膚科、婦人科、放射線科、リハビリテーション科		2
山崎歯科医院	松戸原 15 78-2018	歯科		1
星歯科医院	松戸原 118 78-2232	歯科		1

## (4) 医薬品販売店

商店名	住 所	電話番号
(有)十字堂薬局	田島字中町甲 3948-1	62-0257
大丸商店薬局	田島字谷地甲 58	62-3687
樋口薬局	田島字元八幡甲 315-4	62-0005
町のくすり箱 ヨークベニマル田島店	田島字行司 21-1	62-5005
みどり薬局	古町字居平 6-4	76-2017
会津みなみ農協伊南支店	古町字居平 18-1	76-2201
共生堂薬房	和泉田字沼橋 2944-1	73-2052
コスモ調剤薬局南郷店	片貝字行司 21-1	73-2600
清水屋大竹薬局	山口字村上 1148-2	72-2513

## (5) 建設土木工事業者

工事業者名	所在地	電話番号
(株)福一工務所	田島字田部原 129-1	62-0013
福南建設(株)	田部字下原 206-6	62-4124
(有)長沼設備工業	田島字行事 86-2	62-0487
(株)大橋工務店	永田字西俣 110	62-1000
(有)猪股工務所	糸沢字居平 1823 のイ	66-2210
久米工業(株)	永田字大道上 326	62-1182
(株)泉建設	糸沢字今泉平 897	66-2961
(有)稲瀬工務店	田島字大坪 7	62-2817
(有)猪股設備工業所	塩江字桧沢 38	62-1617
(有)いわき屋管工業	田島字北下原 2215	62-1037
(株)大桃建設工業	田島字本町甲 3886	62-0020
金子建設工業(株)	田島字後町甲 3977-1	62-3232
(株)光和設備工業所	田島字西上川原乙 54-15	62-0440
三立道路(株)	田島字北下原 149 の 2	62-3923
(株)鈴木建設	中荒井字長畔 536	62-2367
田島土建工業(株)	永田字大道上 350	62-1128
(有)角田建築	長野字榆林 18	62-2472
東邦土建工業(株)	田島字中町甲 3924	62-2131
野中建築	静川字上沢田乙1021	62-2729
(株)芳賀沼製作	針生字鳥井戸1194-2	64-2221
文峯園緑化建設(株)	川島字下原道上1009	66-2404
星住建	田島字後原甲3480	62-2234
(有)保科管工業	田島字東荒井64	62-2695
(株)丸惣建設	田島字会下甲3274	62-0560
(株)新井組	古町字館跡 915-2	76-2311
(株)伊南建設工業	木伏字権現堂 1198	72-2116
大富士建工業(株)	山口字堀田 791	72-2516
会津法面(株)	山口字欠河原 1784	72-2624
(有)酒井金属工業	鴫巣字下夕河原 56	72-2977
山星建設(株)	界字上田下 2656	73-2134
(株)星工務店	界字上田下 987	73-2117
(有)和泉田鉄工建設	和泉田字根岸原 4543	73-2526
(株)星組	和泉田 5608	73-2214
(株)館岩工務所	松戸原 223	78-2224
館岩建設(株)	塩ノ原 360	78-2001
君島建設(有)	岩下 326	78-2643

## (6) 電気工事業者

工事業者名	所在地	電話番号
㈱和泉電機	和泉田字谷地 2, 422-1	73-2045
(有)谷地電気	和泉田字谷地 2, 463-3	73-2211
(有)カヅミ電器	山口字村上 808-1	72-2309
馬場電気工事店	松戸原 310	78-2253
星電気工事店	熨斗戸 55	78-2147
(有)阿久津電気工事	田島字寺前 3142-1	62-3074
(有)南会小松電機	田島字東荒井甲 2508	62-0523

## (7) 被害の認定基準表

被害区		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、又は死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものであるとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素に内造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 1 1 様 式

## (1) 被害報告様式

災害名		第 報 ( 月 日 時 分 現在)		市町村用				
市町村名	南会津町	報告者名						
災害対策本部	設置日時	/	: 解散日時	/	:			
水防本部	設置日時	/	: 解散日時	/	:			
消防職員出動延人数		消防団員出動延人数						
区 分	被害数	地区名	年齢	性別	発生時刻	原因	被害の状況 (負傷箇所等)	
的 被	死者							
	行方不明者							
	負傷者	重傷						
		軽傷						
区 分	被害数	地区名	被害の原因及び状況					
住 家 被 害	全 壊	棟						
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	一 部 破 損	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
	人							
非 住 家	公共 建物	棟						
	そ の 他	棟						
	避難区分	地区名	対象 世帯数	人数	勧告等日時	解除等日時	避難理由等	避難場所
住 民 避 難								
その他(特記事項)			被害地区名等		被害状況			
全面通行止めの市町村道		路線		箇所				

※ この用紙の枠内に書ききれない場合は、枠を広げたり、別紙(任意様式)に記入して添付しても構いません。

※ 地区名は字名まで記入し、被害原因・状況も、別紙記載例を参考にできるだけ詳細に記入してください。

※ 「その他(特記事項)」の欄には、人的被害、住家・非住家被害以外に、特に記載すべき被害(ライフライン関係の被害等)が発生した場合に記入してください。























## (13) 障害物除去該当者選考調書

行政区名	対象者住所			氏名	
調査員調査事項	動産 資産状況 不動産		職業		
	被災の概要		家庭の概要		
行政区(村)総代意見					
民生委員意見					
調査者総合意見					
要 施 行	有 無	調査員			印





## (16) 炊出し給与簿

南会津町  
責任者〇〇炊出し場  
印

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝昼夕				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 炊出しを実施した直後の責任者ごとに作成すること。  
 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。  
 3 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。



## (18) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

品名	精米	単位	kg		備考
			受	払	
年月日	摘要			残	
6・9・30	〇〇米穀店	500			@85 42,500円
6・9・30	〇〇炊出場		100	400	
計		500	100	400	

品名	精米	単位	kg		備考
			受	払	
年月日	摘要			残	
計					



## (20) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品名	年月日	摘要	単位	受	払	残	備考
			呼称				
		計		50 (1,750円)	45 (1,575円)	5 (175円)	

品名	年月日	摘要	単位	受	払	残	備考
			呼称				
		計					

- (注) 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。









## (25) 救護班編成及び活動記録

南会津町

班

期 間	診療患者数	死 体 検案書	班の編成	班 長 職 氏 名	備 考
月 日から 月 日まで 日間	内科 人 外科 人		医師 人 看護婦 人 その他 人		





## (28) 災害防疫経費所要見込額調

(A) 県支弁分

(B) 南会津町支弁分

事 項	区 分	員数	単価	金額	備 考
1 予防委員に関する諸費	1 委員手当 2 委員旅費				
2 町において施行する清潔方法及び消毒方法に要する経費	1 清潔方法に要する経費 2 消毒方法に要する経費				内訳別紙 (ア) のとおり 内訳別紙 (イ) のとおり
3 予防救治のため雇入れた医師その他人員及び予防上必要な器具薬品その他の物件に関する諸費	1 人員雇上費 a 医師又は薬剤師 b 看護婦 c その他 2 器具費 3 薬品費 4 その他の物件費				
4 臨時隔離病舎諸費	1 設置費 2 医療費 3 人件費 4 その他の経費				
5 予防救治に従事した者に給すべき手当療治料及びその遺族に給すべき救助料	1 特別勤務手当 2 療治料 3 扶助料 4 弔祭料				
6 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費	1 交通遮断及び隔離に要する経費 2 生活補給費				
7 町において発見した伝染病貧民患者及び死者に関する諸費	1 貧民患者生活補給費 2 死体消毒費 3 埋火葬費				
8 町において施行するそ族昆虫等の駆除及びその供給に関する諸費					内訳別紙 (ウ) のとおり
9 法第7条の2による家用水の供給に関する諸費					
合 計					

## (ア) 清潔方法に要する経費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考
賃 金 消 耗 品 費 薬 品 費 運 搬 費 計				実施戸数 戸

## (イ) 消毒方法に要する経費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考								
賃 金 消 耗 品 費 薬 品 費 運 搬 費 備 品 費 計				実施戸数 戸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の品目</th> <th>員数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の品目	員数	単価	金額	計			
備品の品目	員数	単価	金額									
計												

## (ウ) そ族昆虫駆除費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考								
賃 金 消 耗 品 費 薬 品 費 借 料 及 び 損 料 費 運 搬 費 修 繕 費 備 品 費 計				実施戸数 戸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の品目</th> <th>員数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の品目	員数	単価	金額	計			
備品の品目	員数	単価	金額									
計												

## (29) 伝染病院隔離病舎災害復旧費所要額調

調 査 区 分	事 項
① 施設設置主体 ② 施設 の 名 称 ③ 所 在 地 ④ 設 置 年 月 日 ⑤ 施 設 の 種 類 ⑥ 受 託 医 療 機 関 の 名 称 ⑦ 病 床 数	単独伝染病院・併設・単独・隔離病舎の別
⑧ 施設の状況 設置主体人口 年間利用延患者数 建築構造	
⑨ 被災年月日及び被害状況	1 年 月 日 被災 2 被災の原因 3 将来の利用価値等参考となるべき事項
⑩ 破 損 個 所 (図面及び写真添付のこと)	
⑪ 損 害 額	円
⑫ 復 旧 費	
⑬ 調 査 年 月 日 調 査 担 当 者	① 年 月 日 ② 所 属 氏 名 印











## (35) 応急仮設住宅入居該当調

番号	被災台帳 番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中 可働力者		
1							上中下 保護世帯	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(36) 応急仮設住宅該当対象者選定調書  
(住宅の応急修理施行)

被災台帳番号							
学区名		村(行政区)名		対象者住所		氏名	
調	査	員	資産の状況		職	業	
調	査	事	被災の概要		家庭の概要		
村(行政区)長の意見							
民生委員の意見							
調査員総合意見							
要	施	行	有	無	調査員		印



## (38) 罹災証明書

第 号 罹 災 証 明 書				
世帯主住所	南会津町 大字 番地			
氏 名			世帯人員	名
災害の原因	水害 ・ 震火災 ・ その他 ( )			
被災年月日	平成 年 月 日			
被災場所				
被災状況				
世帯人員	氏 名	続柄	年齢	備考
備考				
上記のとおり被災したことを証明する。				
平成 年 月 日				
南会津町長				印



## 1 2 相互応援協定等

## 南会津郡内町村消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法第21条の規定に基づく南会津郡内各町村(以下「協定関係町村」という。)の消防相互応援は、本協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 本協定は、火災時または非常時に際して、協定関係町村の消防力を活用して、災害における人的及び物的被害を最少限度に防圧し治安維持の完全を期することを目的とする。

(災害防ぎよの応援)

第3条 水、火災、その他非常事態発生等(以下「水、火災等」という。)の防ぎよのための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣することによって行うものとする。

(1) 応援の要請があったとき。

(2) 消防機関が何等かの方法により、水、火災等の発生を確知し防ぎよ応援の必要ありと認めたとき。

2 応援隊の編成は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の町村長又は消防団長の判断による。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、現地にある受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第5条 応援隊の長は、現場到着及び引揚時ならびに消防行動の状況を受援地の最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、次の方法によりそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援に際し発生した事故等により隊員の身体、機械器具又は第三者に与えた身体、建物、施設等の補償については応援側の負担とする。ただし受援側の指揮下において発生した第三者に与えた損害補償については、受援側の負担とする。

(2) 応援隊の出動に対する手当及び被服並びに機械器具等の損料は、応援側の負担とする。

(3) 応援隊に対する食糧、機械燃料等の出動後の補給分については受援側の負担とする。

(協議)

第7条 本協定に規定した以外の事項については、その都度協定関係町村が協議のうえ決定する。

(協定成立の日)

第8条 本協定の成立の日は、昭和40年4月1日とする。

(協定書)

第9条 協定書は、正本7通を作成し協定関係町村が各一通づつを保管する。

協定関係町村

南会津郡	田島町長	室	井	源	次
同	下郷町長	佐	藤	正	人
同	館岩村長	芳	賀	一	二
同	檜枝岐村長	橘		朝	良
同	伊南村長	馬	場	洪	治
同	南郷村長	星			正
同	只見町長	飯	塚	政	次

## 山岳遭難救助に関する協定

伊南村管内における山岳遭難事故発生時の遭難救護について田島警察署長と伊南村長との間に次のとおり協定を締結する。

記

(遭難者救助の責任)

第1条 遭難救助活動は

イ 警察法第2条第1項

ロ 地方自治法第2条第2項第3項

により警察並びに地方公共団体はそれぞれ遭難者救助の責任を有する。

(出動の要請)

第2条 警察署長に対し

本人又は家族

本人所属の団体

その他の近親関係者

から遭難救助の要請があった場合は警察署長は伊南村長に連絡する。

この連絡によって伊南村長に対しても遭難救助の要請があったとみなす。

但し急を要し伊南村長と協議するいとまのないときは警察署長は救助隊員の活動開始後直ちに連絡するものとする。

伊南村長は遭難事故の発生を知ったときまたは直接伊南村長に対し遭難救助の要請があったときは警察署長に連絡するものとする。

(隊員の招集)

第3条 警察署長又は伊南村長は遭難救助の要請をうけた場合は地元山岳会消防団などに連絡し救助に必要な人員の出動を依頼するものとする。

(経費の負担)

第4条 捜索救助に要したすべての経費は警察官の出動旅費を除き原則として遭難者あるいはその家族等の負担とする。

ただし家族等に負担能力がない場合は伊南村長の負担とする。

附 則

1 この協定は、昭和40年12月23日から実施する本協定を証するためこの協定書2通を作成し当

事者双方が署名押印のうえ各1通を保有する。

昭和40年12月23日

田島警察署長 警視 車 田 喜 雄  
南会津郡伊南村長 馬 場 洪 治

## 伊南村消防団

## 消防相互応援協定書

## 南郷村消防団

第1条 消防組織法（昭和23年法律第226号）第21条の規定に基づく南会津郡内各町村の消防相互応援は、南会津郡内町村消防相互応援協定書（昭和42年4月1日協定）によるものとする。ただし、伊南村（以下「甲」という。）と、南郷村（以下「乙」という。）との隣接地域において建物火災が発生した場合の消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、建物火災発生の際、甲乙相互の消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

## 1 応援出動

甲乙相互の隣接地域に発生した建物火災を受報又は覚知した場合、応援側は出動の要否を判断のうえ、出動するものとする。

## 2 隣接地域

隣接地域とは次のとおりとする。

伊南村の場合 青柳地区

南郷村の場合 木伏地区

## 3 応援出動範囲

応援隊の出動範囲については、甲乙それぞれ別に定めるものとする。

第4条 応援隊はすべて現場の受援側最高指揮者に従うものとする。ただし、応援隊のみが現場に出動した場合においては、この限りでない（以下「次条」において同じ）。

第5条 応援隊の長は、消防活動の実施状況について、すみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常経費並びに事故（団員、機械、その他）により生じた経費は、すべて応援側の負担とする。

第7条 甲又は乙の応援隊のみが現場に出動して消防活動を実施した場合は、その結果を別に定める様式により受援側の村長に報告するものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため本書二通を作成し、当事者記名押印のうえ各自一通を保有する。

## 附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月1日

甲 南会津郡伊南村大字古町字館跡九百九十八番地  
伊南村  
伊南村長 羽 染 雄三郎

乙 南会津郡南郷村大字山口字村上八百六十四番地  
南郷村  
南郷村長 本 名 祐 雄

## 赤十字防災ボランティア活動推進要綱

### (目的)

第1 この要綱は、赤十字防災ボランティア活動の推進に関する必要な事項を定め、安全で有効な活動を期することを目的とする。

### (防災ボランティアの定義)

第2 本要綱において「防災ボランティア」とは、災害時に日本赤十字社の調整の下に被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人及び団体をいう。

防災ボランティアには、次の3種類がある。

- ① 赤十字奉仕団員
- ② 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体
- ③ 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

### (防災ボランティアの活動内容)

第3 防災ボランティアは、日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、日本赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能、特色を活かした活動についても積極的に行う。

### (関係機関との連絡体制の確保)

第4 防災ボランティア活動を有効的に推進するためには、活動場所、活動内容、受入れ等について詳細な情報を必要とするので、本社及び支部は常に関係機関との緊密な連絡体制の維持に努める。

### (赤十字奉仕団等への勧奨)

第5 本社及び支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、防災ボランティア活動への組織的な活動を促し、防災ボランティア活動の中心的な役割を担えるような体制を整える。

### (赤十字奉仕団員以外の個人又は団体に対する訓練・研修)

第6 上記2の②に規定されている個人または団体に属する訓練・研修について、本社及び支部は適宜研修会等を開催し、又は講師を派遣する等、できる限りの便宜を図る。

### (防災ボランティアの登録)

第7 防災ボランティアについては、本社及び支部において、別に定めるところにより予め登録する。この場合、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮しておくこととする。

### (災害発生時の防災ボランティア受入れ)

第8 上記第2の③に規定されているような、災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出るものについては、活動に先立って、登録のうえ、その業務内容等に関する研修・訓練等を行うこととし、特に安全性については十分に配慮する。

### (防災ボランティア・リーダーの養成)

第9 本社は、災害時に防災ボランティアの活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。各支部は、地域の特性等について十分考慮のうえ、必要な人数のリーダーを確保する。

### (防災ボランティア地区リーダーの養成)

第10 各地区はリーダーを補佐する地区リーダーを養成し、各都道府県支部の各地区・分区に最低1名を確保するよう努める。

### (装備)

第11 防災ボランティアが活動の際着用する服装、装備や資機材等については、本社及び支部において予め整備する。

## 広域応援協定締結書

### 1 消防相互応援協定書

#### (目的)

第一条 消防組織法第二十一条及び第二十四条第二項の規定に基づき、甲と乙との消防相互応援に関して定めるものとする。

#### (災害防ぎよの応援)

第二条 水、火災その他非常事態発生等（以下「水火災等」という。）の防ぎよのための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

一 応援の要請があったとき

二 消防機関が何等かの方法により、水、火災等の発生を確知し、防ぎよ応援の必要ありと認めたとき

2 応援隊数は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市（町、村）長又は消防長の判断による。

#### (応援隊の指揮)

第三条 応援隊の指揮は、次の方法によるものとする。

一 受援地の消防長（消防署長）又は、消防団長が指揮すること

二 指揮は、応援隊の長に対して行うこと

#### (費用)

第四条 応援に要した費用は、次の方法により、処理するものとする。

一 応援に際し、発生した事故等による隊員の身体、機械器具、又は第三者にあたえた身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。ただし、受援側の指揮下において発生した第三者にあたえた損害補償については、受援側の負担とする。

二 応援隊の出動に対する手当及び被服等の損料は、応援側の負担とする。

三 応援隊に対する食糧及び機械燃料等の補給については、受援側の負担とする。

四 前各号以外の費用、又は解釈上疑義生じたる場合は、その都度甲、乙協議の上決定する。

#### (協定期間)

第五条 本協定の期間は、協定成立の日から甲、乙何れかよりの改廃申出のある日までとする。

昭和四十年七月十日

甲 福島県會津若松市長 横山武

乙 福島県南会津郡田島町長 室井源次

## 消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき福島県南会津郡田島町・田島町消防団・栃木県塩谷郡藤原町・藤原町消防団（以下「協定町」という。）の長は、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定町内において火災、水災、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定町相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定町は、前条の目的を達成させるため協定町から応援の要請があった場合は、相互に消防団の派遣を行うものとする。

（応援の要請）

第3条 応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防団
- (3) その他活動内容等必要な事項

（応援消防団の出場）

第4条 この協定による消防団の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に応じて応援を行う協定町の長若しくは代理者が決定する。

（指揮）

第5条 応援のため出場した消防団の指揮は、当該応援を要請した協定町の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（応援による経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定町の負担とする。ただし、機械資材等で要請により調達し又は立替えたものについては、現物により又はその経費を応援を受けた協定町が負担する。
- (2) 応援に出場した消防団の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定町において、現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援出場した消防団の団員の給与及び公務災害補償等に要する費用は、当該団員の所属する協定町が負担する。
- (4) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費、その他前各号以外の諸経費の負担については、そのつど協定町が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第7条 協定町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施について必要な事項は、協定町と消防団とが相互に協議のうえ決定する。

附則

1. この協定は、平成2年8月1日から効力を生ずる。
2. この協定の成立を証するため、この協議書4通を作成し、各々記名押印のうえ、各1通ずつ保管する。

平成2年8月1日

協定者 福島県南会津郡田島町大字田島字後原甲3531番地1

田島町長 渡部宥

田島町消防団長 佐藤和雄

栃木県塩谷郡藤原町大字藤原1番地

藤原町長 八木澤昭雄

藤原町消防団長 田井光敏

## 災害時等における応急活動の協力に関する協定

南会津町長（以下「甲」という。）と南会津町建設協議会長（以下「乙」という。）と南会津町消防団（以下「丙」という。）は、地震又はその他による災害（以下「災害」という。）により、甲の所轄する河川・道路等で被災した場合における消防団活動に必要な応急復旧その他の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、南会津町に災害が発生し、甲及び丙のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員および資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

（対策本部の設置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときには、速やかに応急活動を行うための南会津町建設協議会災害対策本部を設置するものとする。

2 乙は、組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、乙が負担するものとする。

（協力体制の連絡）

第5条 乙は、この協定に基づく応急活動に出動することができる人員及び資機材等については、毎年度4月末日までに甲に連絡するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙からの別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

平成18年9月15日

（甲）南会津町長 湯田芳博

（乙）南会津町建設協議会長 馬場富男

（丙）南会津町消防団長 渡部武治

# 南会津町と台東区との災害時相互応援協定書

南会津町（以下「甲」という。）及び台東区（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救済・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要なる資器材並びに物資の提供
- (3) 本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## （応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数

(4) 応援を受ける場所、経路及び集結場所

(5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## （応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待たずしては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

## （応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づき応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

## （災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

## （連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めおくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

## （協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1

南会津町

南会津町長 湯田 芳博



乙 東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区

台東区長 吉住 弘



## 災害時等における応急活動の協力に関する協定（案）

南会津町長（以下「甲」という。）と南会津町建設協議会長（以下「乙」という。）と南会津町消防団長（以下「丙」という。）は、地震、大雨等災害時における応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力要請）

第1条 甲は、南会津町に災害が発生し、甲及び丙のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

## （要請手続）

第2条 甲は、要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

## （対策本部の設置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときには、速やかに応急活動を行うための南会津町建設協議会災害対策本部を設置するものとする。

2 乙は、組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

## （費用の負担）

第4条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

## （協力体制の連絡）

第5条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合にはその都度甲に報告するものとする。

2 協定関係者は年1回程度の協議の場を持ち情報交換及び情報共有を図るよう努める。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年とする。ただし期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から別段の意志表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

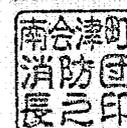
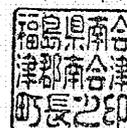
附則 平成18年9月15日付け協定書は破棄する。

平成19年9月1日

(甲) 南会津町長 湯田芳博

(乙) 南会津町建設協議会長 馬場富男

(丙) 南会津町消防団長 渡部武治



## 災害時等における応急活動の協力に関する協定

南会津町長（以下「甲」という。）と（社）福島県建設業協会山口支部長（以下「乙」という。）と南会津町消防団長（以下「丙」という。）は、地震、大雨等災害時における応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協力要請）

第1条 甲は、南会津町に災害が発生し、甲及び丙のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

## （要請手続）

第2条 甲は、要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

## （対策本部の設置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときには、速やかに応急活動を行うための南会津町建設協議会災害対策本部を設置するものとする。

2 乙は、組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

## （費用の負担）

第4条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

## （協力体制の連絡）

第5条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合にはその都度甲に報告するものとする。

2 協定関係者は年1回程度の協議の場を持ち情報交換及び情報共有を図るよう努める。

## （協議）

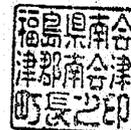
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年とする。ただし期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から別段の意志表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

平成19年9月1日

(甲) 南会津町長 湯田 芳博



(乙) (社)福島県建設業協会山口支部長 星 公正



(丙) 南会津町消防団長 渡部 武治

